

第3次甲州市地域福祉計画 令和4年度 中間見直し報告書



令和5年3月

甲 州 市

目 次

第 1 章	計画の見直しにあたって	1
1	中間見直しの目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の位置付け	1
第 2 章	地域福祉を取り巻く環境の変化	4
1	社会的な動向	4
2	国や県の動向	5
3	本市の動向	5
4	本市の現状	8
第 3 章	計画の基本的な考え方	20
1	計画の基本理念	20
2	計画の基本目標	21
3	計画の体系	22
4	市町村地域福祉計画策定ガイドライン項目リスト	23
第 4 章	4つの基本目標における成果と課題	25
1	これからの福祉を担う意識づくり・人づくり	25
2	困っている人を包括的に支援する体制づくり	36
3	地域福祉推進の仕組みづくり	52
4	安心して生活できる環境づくり	64
第 5 章	計画の推進に向けて	70
1	具体的な計画の推進	70
2	課題に対する今後に向けた取り組みの方向性	71
3	計画の普及啓発と実践	72
資 料		73
	甲州市地域福祉推進委員会委員名簿	73
	社会福祉法（抜粋）	74
	第 3 次甲州市地域福祉計画中間見直し経過	78



第 1 章 計画の見直しにあたって

1 中間見直しの目的

本市では、令和2年3月に「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」を基本理念とした「第3次甲州市地域福祉計画」（以下「計画」という。）を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

この度、計画の計画期間5年間の中間年であることから、これまでの取り組みを評価・検証し、見えてきた新たな課題に対応するため、強化すべき方向性を定めると共に、計画策定以降の社会福祉法の改正を踏まえ、甲州市重層的支援体制整備事業を構築したことから、本計画の見直しを行います。

2 計画の期間

現計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間として取り組みを進めており、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとしています。令和4年度は計画期間の中間年として見直しを行います。

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
策定作業	第3次甲州市地域福祉計画				



3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における児童の福祉、障害者の福祉、高齢者の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※74ページ資料「社会福祉法（抜粋）」を参照

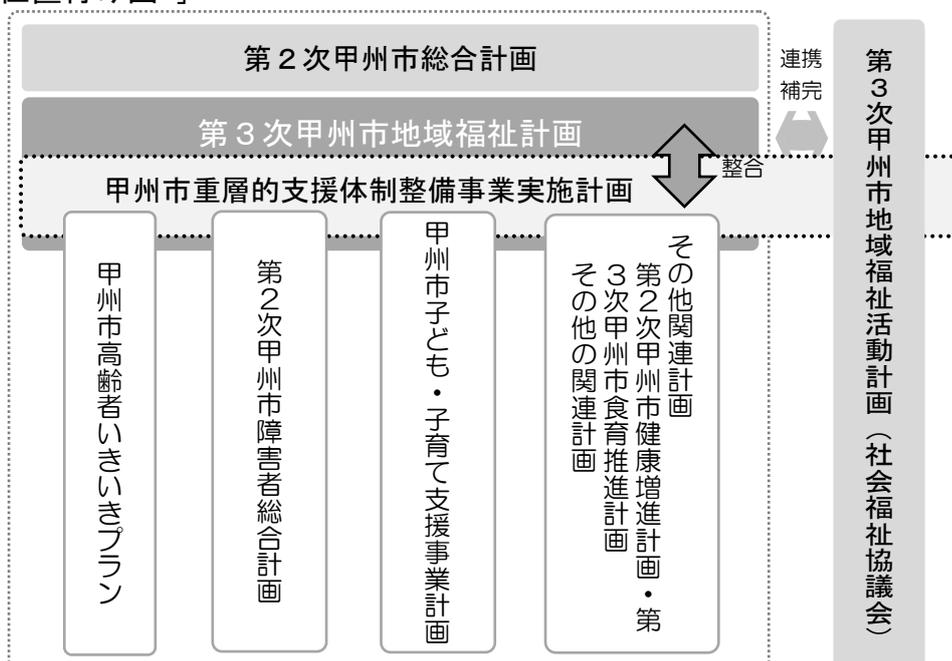
(3) 関連計画との関係

本計画は、第2次甲州市総合計画の分野別計画として位置付けるもので、本市の将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

また、地域福祉を一体的に推進する観点から、児童福祉（子育て支援）、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげる福祉の基本計画とします。さらに、健康づくり、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との整合も図ります。

令和3年度には、本市における「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を推進するにあたり、甲州市重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、地域共生社会の実現に取り組んでおります。

[位置付け図]



(4) 地域福祉活動計画との関係

甲州市社会福祉協議会では、第3次甲州市地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）を策定し、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に市民主体の地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と第3次甲州市地域福祉活動計画とは、地域福祉を進める上での車の両輪として、理念と課題を共有しながら、その取組において相互に補完・連携を図ります。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

本計画の「基本目標3 地域福祉推進の仕組みづくり」を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



第2章

地域福祉を取り巻く環境の変化

1 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しています。

家族のつながりや地域コミュニティが希薄化する中、社会的に孤立し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や、引きこもりなどの長期化による8050問題、介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯、子どもが親の面倒を見るヤングケアラーなど、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中の居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりを感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、高齢者や女性の社会参加や就労が進んでおり、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたって持続的に行われるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進め、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

また、全国的に家庭の経済的な状況が子どもの育成に影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となる中、令和元（2019）年5月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、市町村に対し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務として課されました。

それにより、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現のため、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

さらに近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、地域福祉活動においても、今までのように集いふれあう支援の在り方に変容を迫り、経済的困窮や社会的孤立などの従来の問題をさらに進行させています。

|| 2 国や県の動向

国においては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

平成29年の社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）では、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置付けられました。また、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定にあたっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められました。

令和2年の社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実現する重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村であることから、都道府県は、広域自治体として、積極的に事業実施に対する助言や情報提供を行う後方支援の主体となり、市町村が事業を適正かつ円滑に実施できるように支援することが求められました。

|| 3 本市の動向

本市においては、国や県の動向を踏まえ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、令和2年度に厚生労働省モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、8050、ダブルケアなど複雑かつ複合化した課題を抱える世帯への支援を行ってきました。

また、令和3年度には、包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備に向けた組織機構の検討など重層的支援体制整備移行準備事業を行い、令和4年度から組織機構を再編し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として甲州市重層的支援体制整備事業を開始しました。

【重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容】

I 相談支援

- ①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施
- ③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施

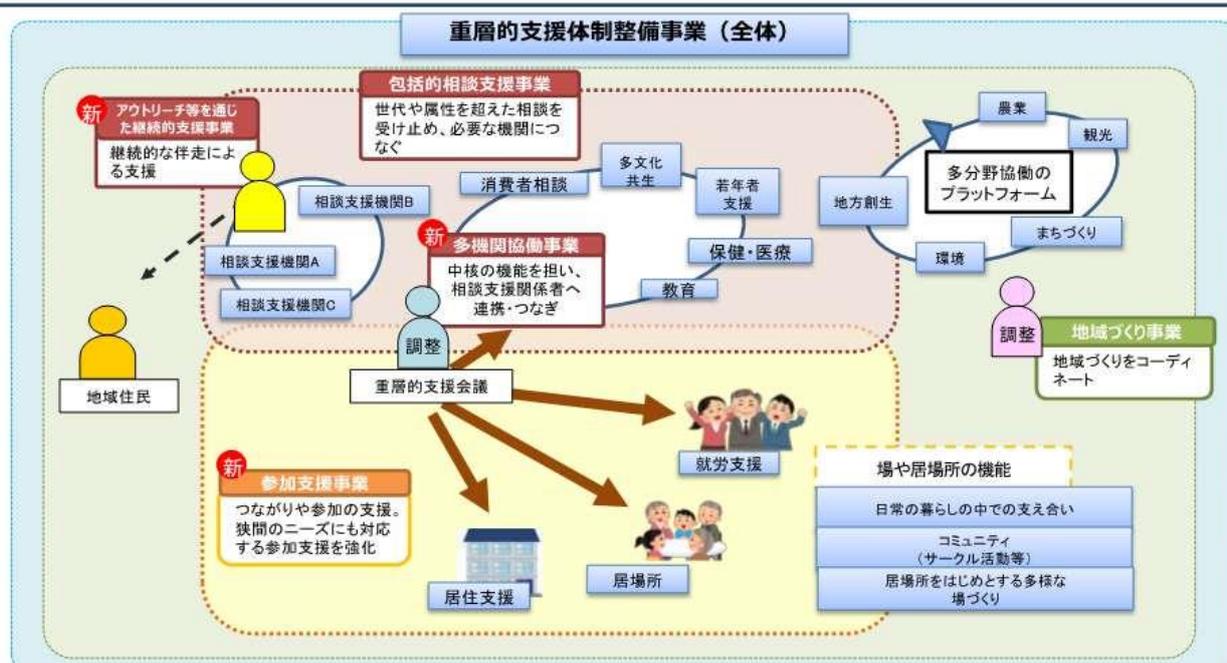
II 参加支援事業

- ①介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ち、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施

III 地域づくり事業

- ①介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- ②事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確認
 - (1) 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - (2) ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

資料：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料抜粋



資料：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

甲州市重層的支援体制整備事業実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
介 護	・地域包括支援センター【介護支援課】
障 害	・子ども家庭障害者支援センター （通称：福祉あんしん相談センター）【福祉総合支援課】 ・障害者相談支援事業【福祉総合支援課】 ・地域活動支援センター【福祉総合支援課】 ・子ども家庭総合支援拠点【福祉総合支援課】 ・障害者相談支援【福祉総合支援課】
子 育 て	・子育て世代包括支援センター【健康増進課】
生活困窮	・生活困窮者自立相談支援事業【福祉総合支援課】

(2) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び同項第6号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
属性に関わらない全市民	・多機関協働事業【福祉総合支援課】

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
属性に関わらない全市民	・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【福祉総合支援課】

(4) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

主な対象区分	実施する事業及び所管課
属性に関わらない全市民	・参加支援事業【福祉総合支援課】

(5) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

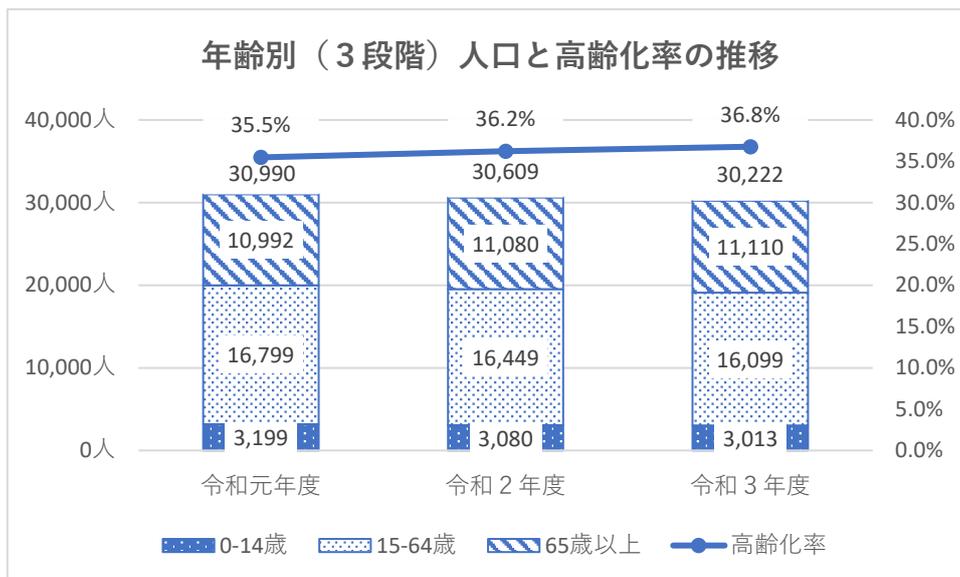
主な対象区分	実施する事業及び所管課
介 護	・地域介護予防活動支援事業【介護支援課】
介 護	・生活支援体制整備事業【介護支援課】
障 害	・地域活動支援センター【福祉総合支援課】
子 育 て	・地域子育て支援拠点事業【子育て・福祉推進課】
属性に関わらない全市民	・生活困窮者等のための地域づくり事業【福祉総合支援課】

4 本市の現状

(1) 人口・世帯に関するデータ

①年齢別（3段階）人口と高齢化率の推移

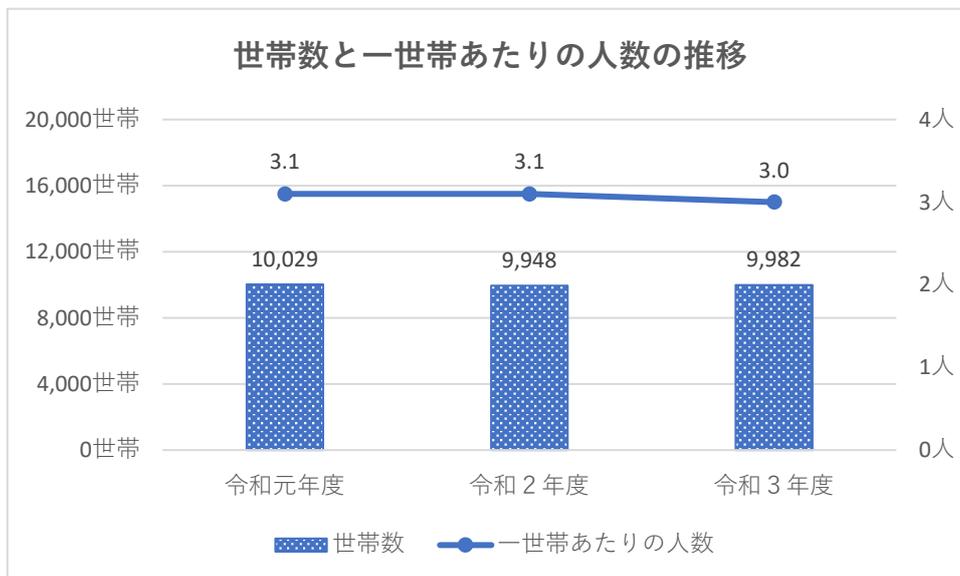
本市の総人口は30,222人、内訳は0～14歳が3,013人、15～64歳が16,099人、65歳以上が11,110人となっています。経年で比較すると、令和元年度から総人口は年々減少傾向にあります。年齢別にみると、0～14歳、15～64歳が減少傾向にあり、65歳以上は増加傾向にあります。また、高齢化率は年々高くなっています。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）

②世帯数と一世帯あたりの人数の推移

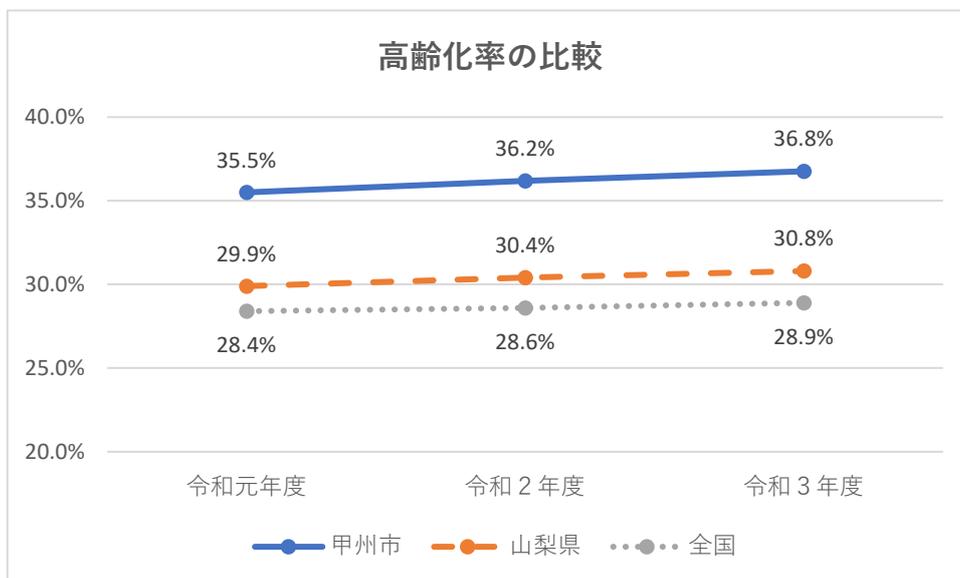
本市の世帯数は9,982世帯で、一世帯あたりの人数は3.0人となっています。経年で比較すると、世帯数、一世帯あたりの人数ともに微減傾向にあります。



資料：住民基本台帳（基準日：3月31日）、総務課

③高齢化率の比較

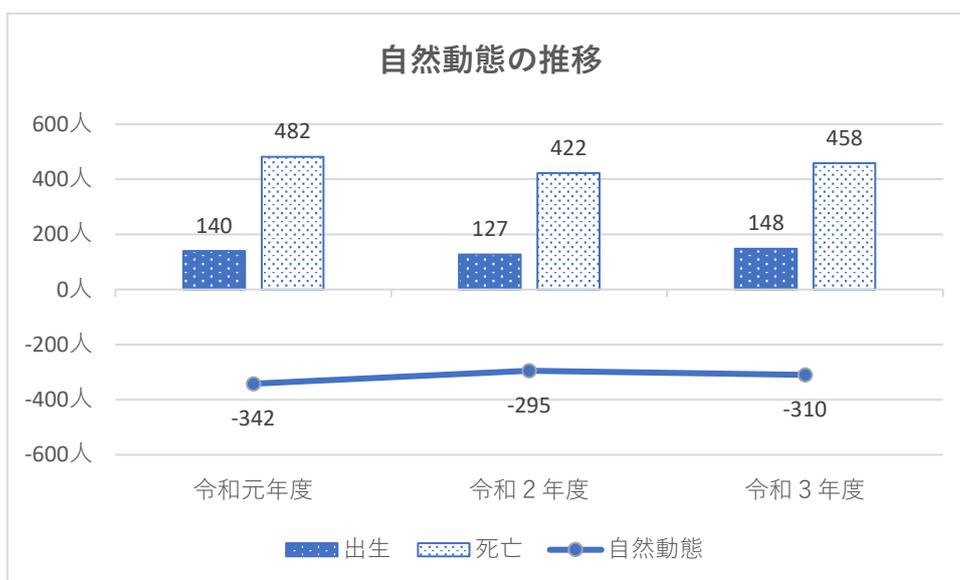
本市の高齢化率は36.8%であり、国や山梨県を6～7ポイント程度上回っています。経年で比較すると、国や山梨県同様年々高くなっています。



資料：国は人口推計（基準日：10月1日）、県は高齢者福祉基礎調査（基準日：4月1日）、市は住民基本台帳（基準日：3月31日）

④自然動態の推移

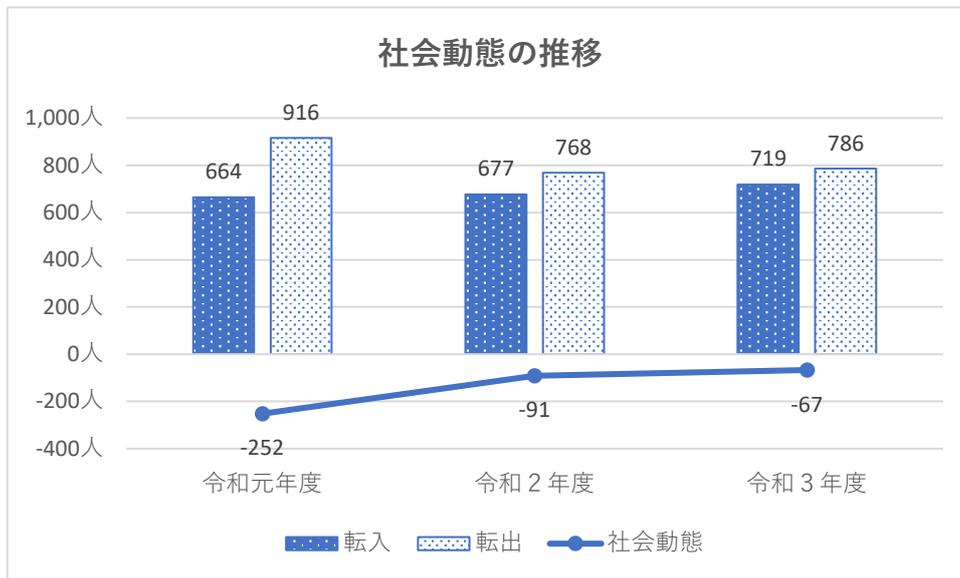
本市の自然動態は、出生が148人、死亡が458人となっており、自然増は前年度を15人下回っていますが、令和3年度の数值はほぼ例年通りとなっています。



資料：住民基本台帳年報

⑤社会動態の推移

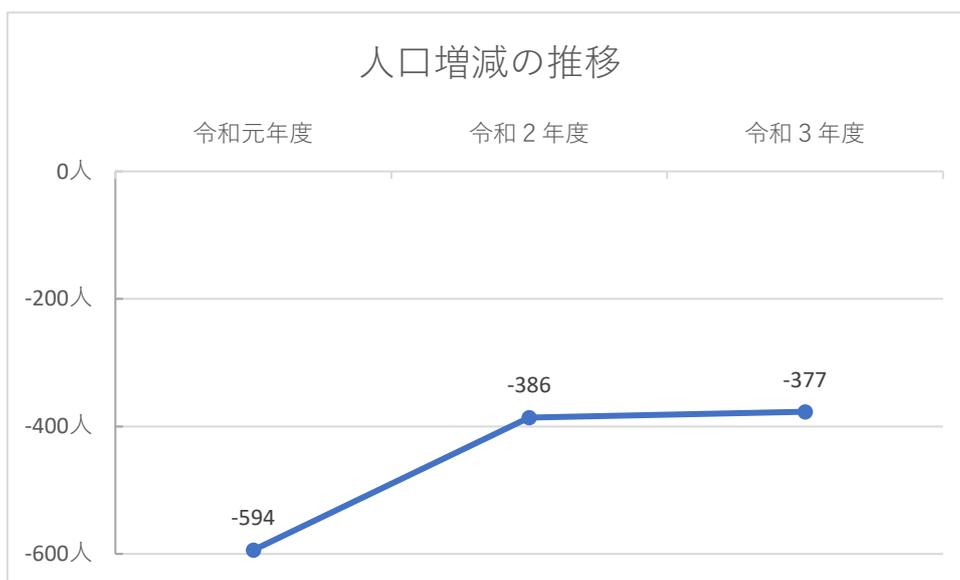
本市の社会動態は、転入が719人、転出が786人となっており、社会増は前年度を24人上回っており、近年、社会動態の減少は少なくなっているといえます。



資料：住民基本台帳年報

⑥人口増減の推移

自然動態と社会動態を合わせた本市の令和元年度から令和3年度までの人口増減は-377人となっています。経年で比較すると、令和2年度以降400人程度の減少が続いています。



資料：住民基本台帳年報

(2) 子ども・障害者・高齢者に関するデータ

①園児数、児童数、生徒数の推移

保育園等園児数が765人、小学校児童数が1,289人、中学校生徒数が724人となっています。

経年で比較すると、保育園等園児数、小学校児童数、中学校生徒数は減少傾向にあります。

園児数、児童数、生徒数の推移

保育園等園児数 単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度
塩山地区	590	558	554
勝沼地区	238	199	184
大和地区	31	28	27
合計	859	785	765

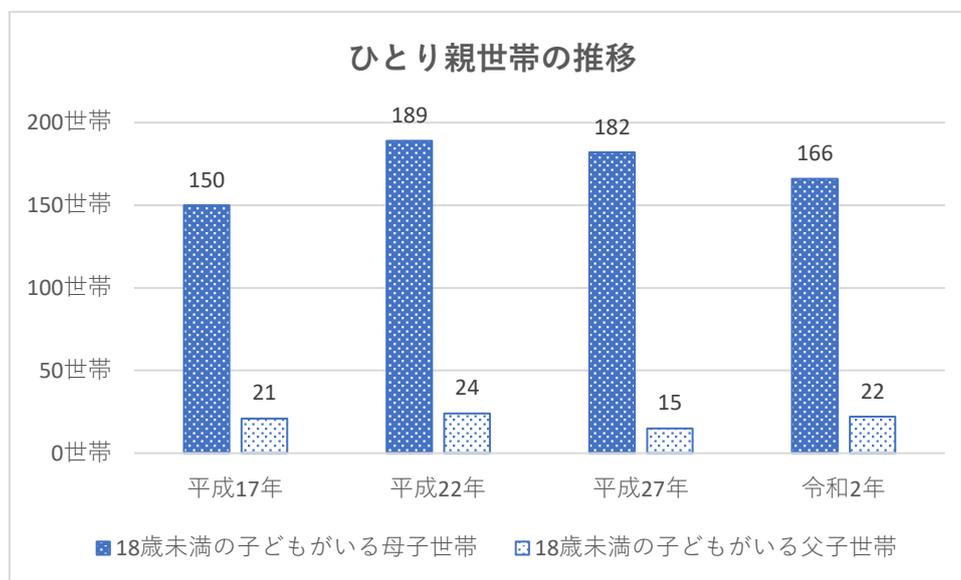
小学校児童数 単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度
塩山地区	879	857	860
勝沼地区	424	420	396
大和地区	35	36	33
合計	1,338	1,313	1,289

中学校生徒数 単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度
塩山地区	521	492	492
勝沼地区	227	227	232
大和地区	23	17	(※15)
合計	771	736	724

※うち大和地区からの通学者
資料：子育て・福祉推進課、教育総務課（基準日：5月1日）

②ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年まで増加傾向となっておりましたが、令和2年では減少し、166世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は増減を繰り返しており、令和2年で22世帯となっています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

③各種児童福祉手当等支給状況の推移

児童福祉手当等支給状況は、児童扶養手当が214件、特別児童扶養手当が52件、障害児福祉手当が18件、特別障害者手当が29件となっています。経年で比較すると、児童扶養手当は年々減少しているものの、障害児福祉手当、特別障害者手当の区分で微増傾向がみられます。

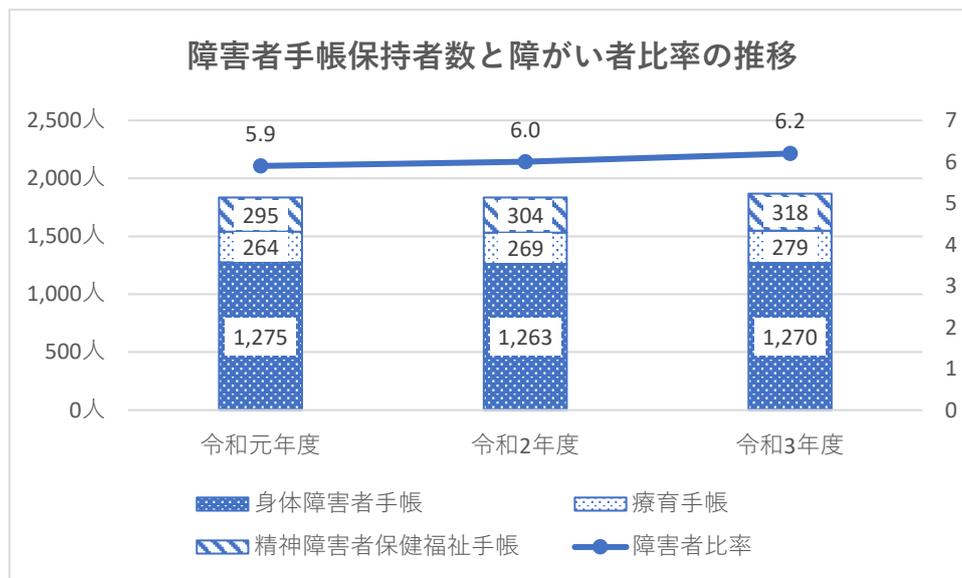
各種児童福祉手当等支給状況の推移

区分 単位：件・人		令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童扶養手当	受給件数	242	231	214
	受給対象児童数	355	350	329
特別児童扶養手当	受給件数	52	52	52
	受給対象障害児数	55	54	53
障害児福祉手当	受給件数	14	18	18
	受給者数	14	18	18
特別障害者手当	受給件数	25	26	29
	受給者数	25	26	29

資料：子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

④障害者手帳保持者数と障害者比率の推移

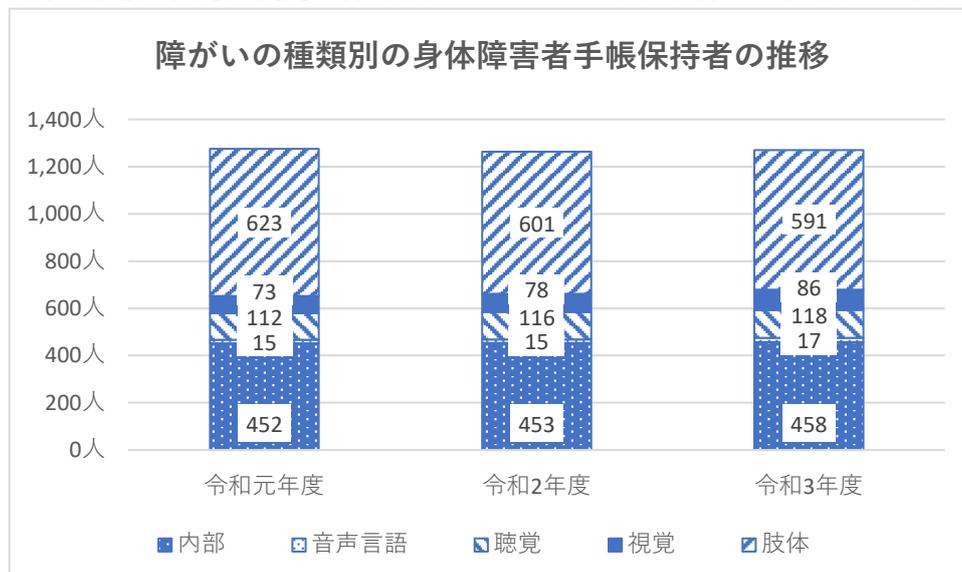
障害者手帳保持者は、身体障害者手帳が 1,270 人、療育手帳が 279 人、精神障害者保健福祉手帳が 318 人で、障害者比率は 6.2%となっています。経年で比較すると、身体障害者手帳が横ばい傾向にあるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は年々微増傾向にあります。また、障害者比率も微増となっています。



資料：子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

⑤障害の種類別の身体障害者手帳保持者の推移

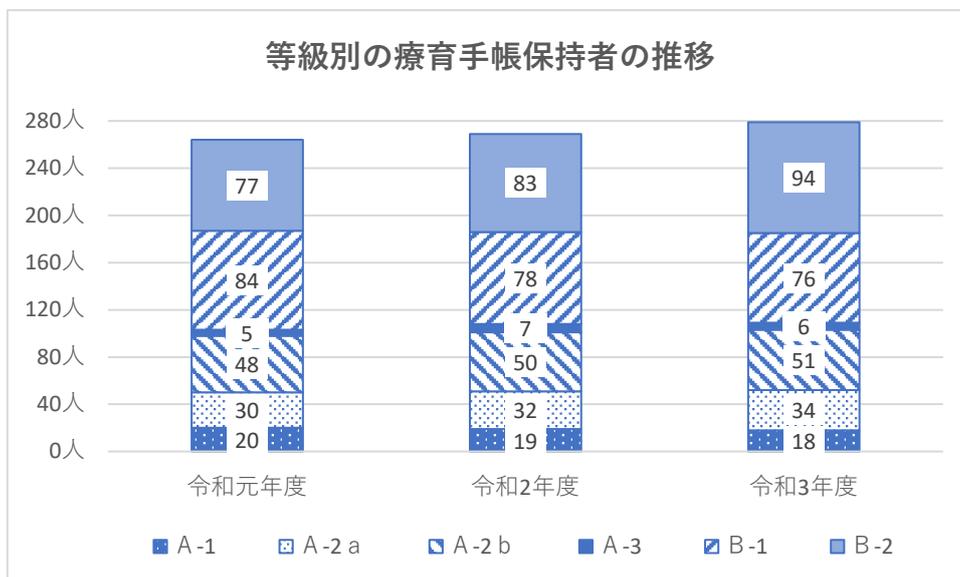
障害の種類別の身体障害者手帳保持者は、内部が 458 人、音声言語が 17 人、聴覚が 118 人、視覚が 86 人、肢体が 591 人となっています。経年で比較すると、内部、音声言語、聴覚、視覚が微増傾向となっており、肢体は減少傾向にあります。



資料：子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

⑥等級別の療育手帳保持者の推移

療育手帳保持者の等級は、A-1が18人、A-2aが34人、A-2bが51人、A-3が6人、B-1が76人、B-2が94人となっています。経年で比較すると、特にB-2が増加傾向にあります。また、B-1は減少傾向となっています。



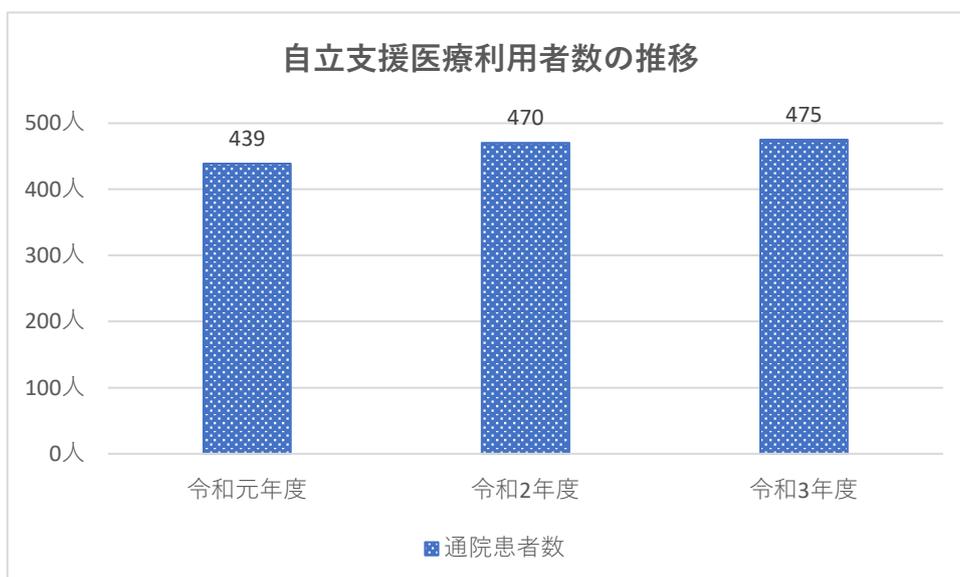
資料：子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

療育手帳の等級

等級	判定内容
A-1	最重度または重度の知的障害を有し、身体障害者手帳1級または2級の障害を有するもの
A-2a	最重度の知的障害を有するもの
A-2b	重度の知的障害を有するもの
A-3	中度の知的障害を有し、身体障害者手帳1級～3級に該当する障害を有するもの
B-1	中度の知的障害を有するもの
B-2	軽度の障害を有するもの

⑦自立支援医療利用者数の推移

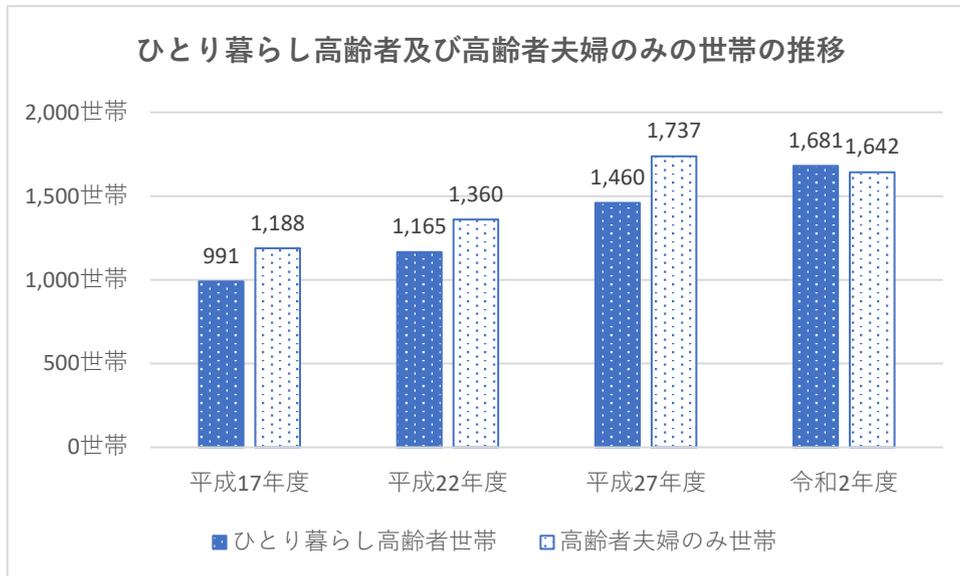
精神疾患による通院患者数（自立支援医療利用者数）は475人となっています。経年で比較すると、年々増加傾向にあります。



資料：子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

⑧ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯の推移

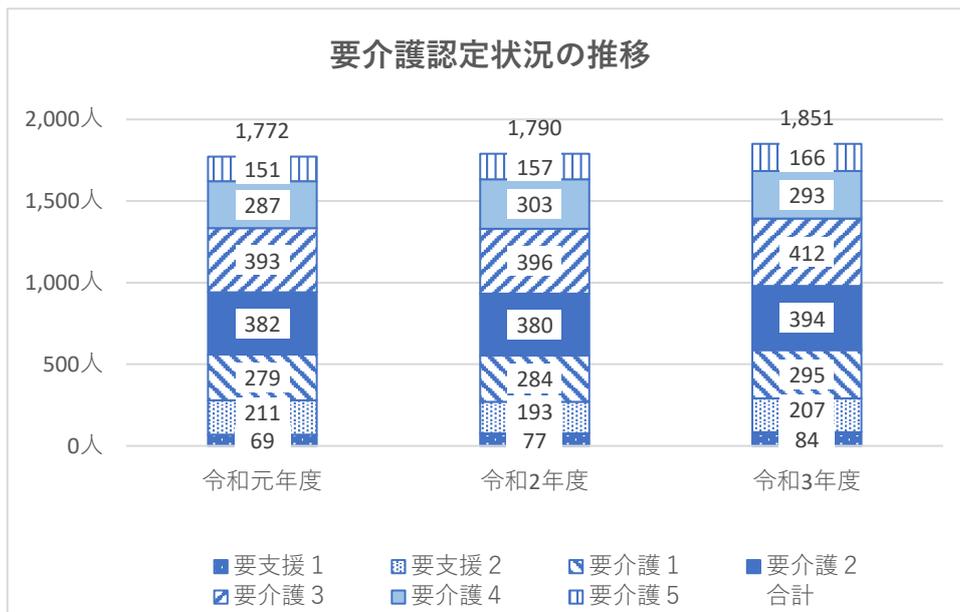
ひとり暮らしの高齢者は 1,681 世帯、高齢者の夫婦のみの世帯は 1,642 世帯となっています。この 10 年で急激に増加しており、特にひとり暮らし高齢者世帯は増加傾向となっています。



資料：国勢調査（基準日：10月1日）

⑨要介護認定状況の推移

要介護認定者数は 1,851 人となっており、内訳は要支援1が 84 人、要支援2が 207 人、要介護1が 295 人、要介護2が 394 人、要介護3が 412 人、要介護4が 293 人、要介護5が 166 人となっており、増加傾向にあります。



資料：介護支援課（基準日：3月31日）

⑩福祉施設入所状況の推移

福祉施設の入所状況は、特別養護老人ホームが 285 人(うち 111 人は地域密着)、養護老人ホームが 12 人、児童養護施設が 37 人となっています。経年で比較すると、どの区分においても横ばいで大きな差異はみられません。

福祉施設入所状況の推移

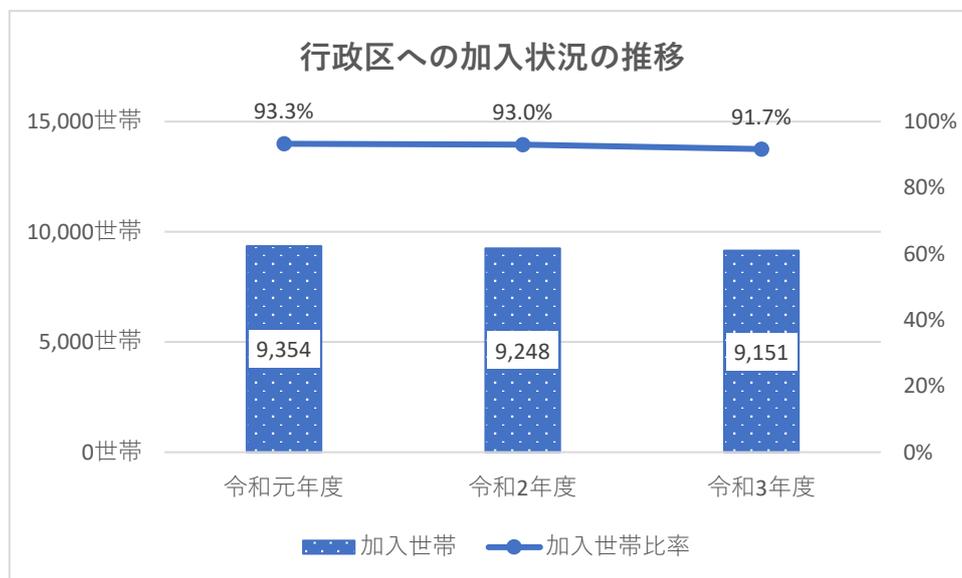
区分 単位：件・人		令和元年度	令和2年度	令和3年度
老人福祉施設	特別養護老人ホーム (うち地域密着)	294 (115)	291 (115)	285 (111)
	養護老人ホーム	11	12	12
児童福祉施設	児童養護施設	31	26	26
障害者施設	入所施設	36	34	37

資料：介護支援課、子育て・福祉推進課（基準日：3月31日）

(3) その他の地域福祉に関するデータ

①行政区への加入状況の推移

甲州市内の区への加入世帯数は9,151世帯で、加入世帯比率は91.7%となっています。経年で比較すると、加入世帯数、加入世帯比率ともに減少傾向にあります。



資料：総務課（基準日：3月31日）

②相談件数の推移

相談件数は、福祉あんしん相談センターでの相談が10,787件、地域包括支援センター総合相談が2,480件、結婚相談が23件、無料法律相談が63件、無料消費生活相談が30件、行政相談が8件、人権相談が0件、家庭相談が0件、母子父子相談員相談が11件となっています。経年で比較すると、福祉あんしん相談センターと地域包括支援センターの相談件数は、増加傾向となっています。

相談件数の推移

相談事業名 単位：件	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域包括支援センター総合相談 ※電話・来所・訪問・その他	1,639	1,896	2,480
結婚相談	45	30	23
無料法律相談 ※相談件数制限あり（事前申し込み制）	71	73	63
無料消費生活相談	35	19	30
行政相談	11	5	8
人権相談	2	0	0
家庭相談	5	2	0
母子父子相談員相談	29	24	11
福祉あんしん相談センター ※電話・来所・訪問・その他	10,072	11,499	10,787

資料：介護支援課、市民課、福祉総合支援課

③生活保護の状況（延世帯・延人員）の推移

生活保護を受けている各扶助の延世帯数は5,947世帯、延人員は6,752人となっています。経年で比較すると、世帯数は年々減少傾向にあります。

また、区分別でも減少傾向になっています。

生活保護の状況（延世帯・延人員）の推移

区分 単位：世帯・人		令和元年度	令和2年度	令和3年度
計	延世帯	7,014	6,117	5,947
	延人員	8,719	7,236	6,752
生活扶助	延世帯	2,133	1,824	1,802
	延人員	2,725	2,191	2,084
住宅扶助	延世帯	1,632	1,464	1,462
	延人員	2,156	1,811	1,716
教育扶助	延世帯	71	41	20
	延人員	129	76	56
医療扶助	延世帯	686	630	568
	延人員	738	675	575
介護扶助	延世帯	2,408	2,120	2,074
	延人員	2,887	2,445	2,300
出産扶助	延世帯	1	0	0
	延人員	1	0	0
生業扶助	延世帯	78	32	18
	延人員	78	32	18
葬祭扶助	延世帯	5	6	3
	延人員	5	6	3
保護世帯数 人員数	延世帯	2,709	2,418	2,302
	延人員	3,397	2,871	2,614
実世帯数 実人員数	世帯	219	187	195
	人員	274	220	219

資料：福祉行政報告例

④国別外国人の推移

市内在住の外国人は 234 人で、国籍はベトナムが最も多く、次いで中国、フィリピン、韓国、米国などとなっています。性別では、男性より女性が多く、女性が男性の約2倍となっています。経年で比較すると、令和元年度以降女性は横ばい、男性の数は微増傾向にあります。

国別外国人の推移

国籍 単位：人	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	性別		合計	性別		合計	性別		合計
	男	女		男	女		男	女	
中国	17	35	52	18	34	52	13	29	42
ベトナム	26	44	70	35	51	86	36	53	89
フィリピン	3	26	29	1	23	24	1	22	23
韓国	6	15	21	6	15	21	7	14	21
米国	9	6	15	10	5	15	9	4	13
タイ	0	12	12	0	13	13	0	13	13
インドネシア	8	0	8	6	0	6	6	0	6
台湾	1	4	5	1	3	4	1	3	4
スリランカ	3	2	5	3	1	4	3	1	4
英国	1	1	2	1	1	2	2	1	3
ブラジル	1	1	2	0	2	2	1	2	3
オランダ	1	0	1	1	0	1	1	0	1
キプロス	1	0	1	1	0	1	1	0	1
マレーシア	0	1	1	0	0	0	1	0	1
ミャンマー	0	1	1	0	1	1	0	1	1
オーストラリア	0	1	1	0	2	2	0	2	2
インド	0	0	0	2	0	2	1	0	1
ペルー	1	0	1	1	0	1	1	0	1
スロバキア	1	0	1	1	0	1	1	0	1
アルゼンチン	0	0	0	1	0	1	1	0	1
バングラデシュ	0	0	0	1	0	1	0	0	0
モンゴル	0	0	0	1	0	1	0	1	1
カンボジア	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合計	79	149	228	90	151	241	88	146	234

資料：外国人地域国籍別人員集計表



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

計画では、第2次甲州市総合計画に示す本市の将来像や福祉の基本政策を踏まえるとともに、基本理念を「支えあい、安心・安全の暮らしづくり」とし、本市に暮らす全ての人々が、お互いにやさしさと思いやりの気持ちを持って、つながり、助け合い・支え合いの輪を広げることで、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

[基本理念]

支えあい、安心・安全の暮らしづくり



2 計画の基本目標

基本目標 1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

高齢化により介護が必要となる高齢者など、地域において支援や見守りを必要とする人は、今後ますます増えていくと思われます。地域福祉の推進のために、まずは近所付き合いから顔の見える関係を構築し、子どもから高齢者まで地域で暮らすすべての人が、支える側、受ける側、双方において福祉に関わることや体験することで市民の地域福祉に対する意識を醸成し、福祉人材の育成を目指します。

基本目標 2 困っている人を包括的に支援する体制づくり

地域社会を支えるためには、地域住民による日常的な取り組みが必要不可欠です。地域の中であらゆるライフステージにおいて地域福祉に関わる活動を展開し、地域福祉の活動への参加の機会と場を提供し、市民がそれぞれの立場で可能な取組の選択肢を増やし、参加しやすい環境を整えるとともに、子どもから高齢者まで世代間交流ができる活動を展開し、地域の中で身近な地域福祉活動を通じて人と人とがつながるまちづくりを目指します。また、多様化・複雑化した課題を抱える個人や世帯への支援は、それぞれの分野の専門職による個別の支援のほか、包括的に支援ができる体制づくりを目指します。

基本目標 3 地域福祉推進の仕組みづくり

地域福祉には地域住民の参加が大きな役割を果たしますが、行政としても地域住民の取り組みを支援するための活動を行い、セーフティネットとして、様々な問題を抱える人が相談できる環境を整えるとともに、必要に応じて経済的な支援などすべての人が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

基本目標 4 安心して生活できる環境づくり

市民が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、防犯に向けた取り組みを行うとともに、福祉に関する情報提供を充実し、福祉サービスにつながる地域づくりに努めます。

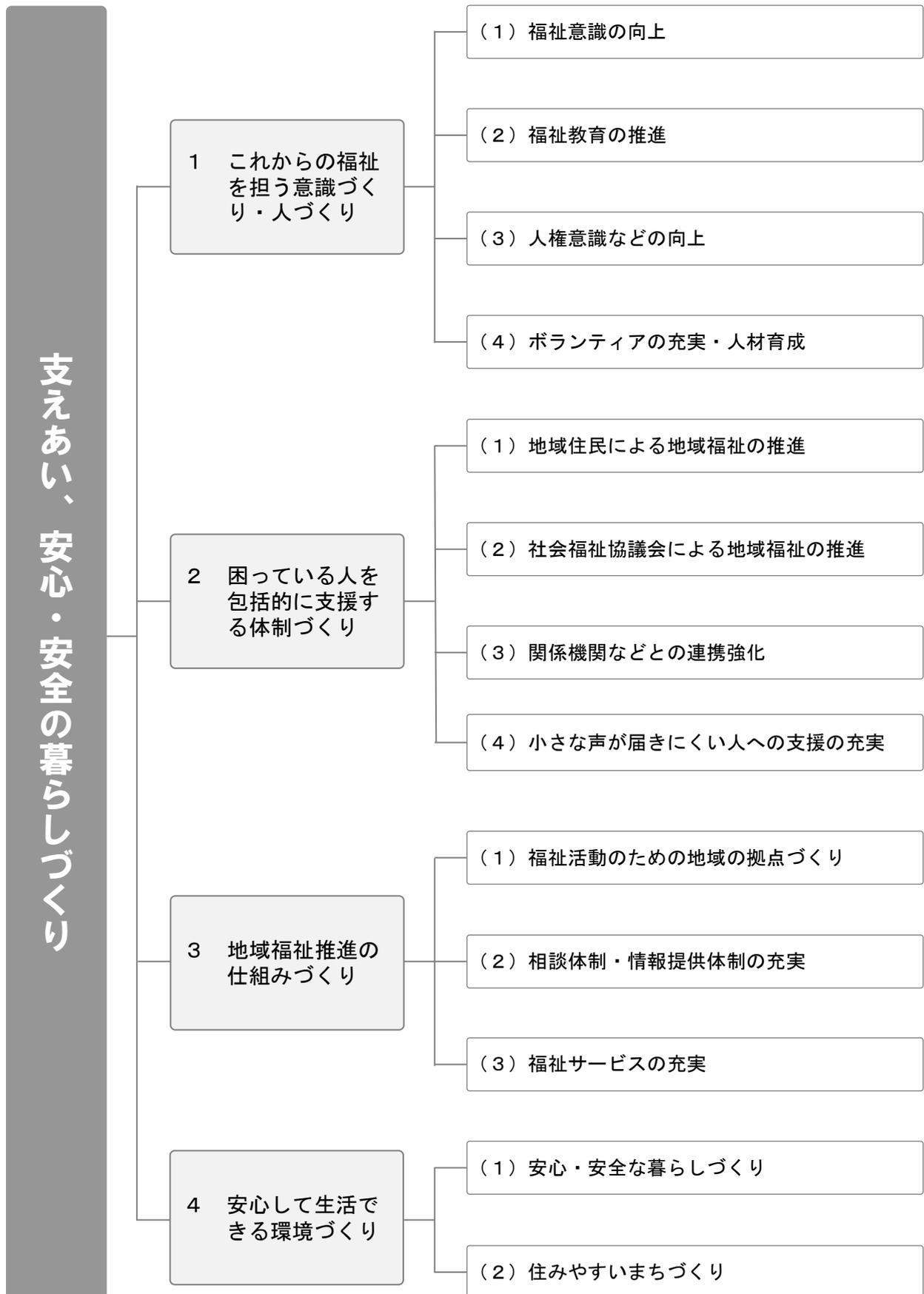
また、ユニバーサルデザイン・バリアフリーという考えもかなり浸透してきたものの、地域における施設や道路には未だに利用しにくい状態のものもあることから、引き続きユニバーサルデザインの視点でのまちづくりを進めるとともに、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿により一層の整備を行い、緊急時における支援体制を強化していきます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



4 市町村地域福祉計画策定ガイドライン項目リスト

大分類	大項目	中分類	中項目
1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
		イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
		ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方
		エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
		オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
		カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
		キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
		ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
		ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
		コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待の統一的対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
		サ	保健医療、福祉の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
		シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
		ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
		セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制		
タ	全庁的な体制整備		

大分類	大項目	中分類	中項目
2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
		イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
		ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
		エ	利用者の権利擁護
		オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3	地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	ア	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらの公的サービスの連携による公私協働の実現
4	地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
		イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
		ウ	地域福祉を推進する人材の養成
5	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
		イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
		ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）
6	その他	ア	市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等



4つの基本目標における成果と課題

基本目標 1 これからの福祉を担う意識づくり・人づくり

(1) 福祉意識の向上

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識を高めることが必要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識づけを進めます。

また、すべての市民が、地域福祉の推進役として活躍できるよう、生涯学習機会、イベント等を通して、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを進めていきます。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域福祉を通じた協働意識の醸成 【3-ア】 【4-ア】	<ul style="list-style-type: none"> ○協働に関する指針及び推進計画に基づき、「協働のまちづくり推進委員会」を設置し、推進します。 ○市民や団体、地域との協働を推進するため、「市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度」を活用します。 ○協働事業に対する理解を深めるため、広報やホームページに掲載を行います。 	市民課
	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりを市民協働で進めるために、関連組織（健康づくり推進協議会、保健環境委員会、食生活改善推進員会、健康づくり地区組織等）と協働して、各種健康増進事業を実施し、継続します。 	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の支部活動を通じてよりきめ細かい小地域での支え合い活動の推進と市民参加の機会を図ります。 	社会福祉協議会
福祉に関連する知識の普及・啓発 【4-イ】	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 障害や精神保健に関する知識の普及を図るための講座を開催します。 ○甲州市障害者総合計画に基づき、普及啓発・理解促進事業を行い、障害に関する知識等の普及啓発を図ります。 ○障害者週間に啓発活動を行います。 	子育て・福祉推進課 福祉総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民や企業、学校関係者等を対象として、認知症の正しい理解を得て地域における見守り役となるための「認知症サポーター」養成を行います。 	介護支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○多様性を認め合い、必要なサポートを行えるよう、発達障害に関する普及啓発や支援者のスキルアップ研修を実施します。 	福祉総合支援課 教育総務課 健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉大会や福祉まつりなどのイベントを通じて、広く市民への普及啓発を図ります。 	社会福祉協議会

※重層的支援体制整備事業に関する項目は、㊦と表示

【 主な取り組み 】

- 協働のまちづくり推進委員会を設置し、協働事業に関する内容について審議した。また、市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度を実施した。その他、市民、団体、地域等からの提案や課題について協働し、地域の福祉を充実していくために、広報やホームページで周知活動を実施した。(市民課)
- 食生活改善推進委員会は、「主食・主菜・副菜をそろえて食べて免疫力アップ！」の活動テーマのもと、食生活改善のため、普及啓発活動に取り組んだ。(健康増進課)
- 地域の支え合い活動として、支部社協と民生委員が連携を図り、一人暮らし老人親睦事業や絵本プレゼント事業など訪問活動を実施した。また、自分たちの地域を考える機会の創出として、支部全体研修会及び地域福祉推進のためのアンケート調査を実施した。(社協)
- 障害者支援制度について出前講座を開催。地域生活支援事業内の普及啓発・理解促進事業として、福祉まつりで障害についての普及啓発を実施。また、障害者週間については、広報等で周知した。(子育て・福祉推進課、福祉総合支援課)
- 地域住民や企業、学校などを対象として認知症サポーター養成講座を実施した。(介護支援課)
- 峡東圏域児童サービス事業所の新人研修にて、発達障害に関する知識や技術についての研修を行った。(福祉総合支援課)
- 各学校の校内研究会等で発達障害に関する研修を実施した。(教育総務課)
- 保育士など園児を支援する関係者を対象に発達障害に関する研修を実施した。(健康増進課)
- 障害者等の社会的障壁を無くすため、地域住民に対して障害者等の理解を深めるための働きかけとして、こうしゅう福祉まつりを実施した。(社協)

【 成 果 】

- ▶「市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度」は、これまで17事業に補助金を交付し、事業の立ち上げのサポートを行った。(市民課)
- ▶食改の活動の基本ともいえる「お向かいさん活動」を通して、地域とのつながりを大切にすることができた。また、レシピ集を作成し、地域の子供たちに配布したことで、子供達が「自分で作って食べる」きっかけにすることができた。(健康増進課)
- ▶地域の支え合い活動の継続や民生委員との連携体制の構築などにより、地域福祉推進に向けた協働意識が高まりつつある。また、支部全体研修会や地域福祉推進のためのアンケート調査を行ったことで、自分たちの地域について考える機会となった。(社協)
- ▶障害や精神保健に関する啓発を行ったことで、福祉への理解と関心を高め、市民一人ひとりがお互いに支え合い、助け合う意識を醸成することができた。(子育て・福祉推進課、福祉総合支援課)
- ▶高校生から大人まで幅広い年代を対象として認知症サポーター養成講座を開催することで、地域における認知症の見守り体制構築を進めることができた。(介護支援課)
- ▶研修を実施することで、児童支援に携わって経験年数の浅い従事者が、子どもの発達特性を踏まえた育ちを支援するための知識や技術を習得する機会となった。(福祉総合支援課)
- ▶発達障害に関する研修を行うことで、保護者の希望に対応した就学校での特別支援教室等の設置ができた。(教育総務課)
- ▶発達障害に関する研修会を実施したことで、保育士のアセスメント力の向上につながった。(健康増進課)
- ▶福祉まつりは、福祉体験やアート展を行い地域住民の参加があり、障害者等の理解を深めることができた。また、障害者等の社会参加の機会とすることができた。(社協)

【 課 題 】

- 市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度については、近年申請件数が減少しており、市民からの新しい協働事業の新規立ち上げについては、一定程度ニーズを満たした状況と考える。現在、継続して行われている協働事業についてサポートしていくことが必要である。(市民課)
- コロナ禍により、人集め型の活動が難しく、チラシ等の配布、回覧などの周知活動に切り替えている。(健康増進課)
- コロナ禍により、計画通りの支部活動ができない状況が続いているが、地域で活動のかたちを変え、工夫をしながら取り組んでいる。切れ目のない支部活動とともに地域がつながり続けていけるよう社協と各支部社協の関わりや民生委員との継続的な連携を図り、地域福祉の推進に取り組んでいく必要がある。(社協)
- 障害者週間に行っていた店頭での街頭イベントは、コロナ禍の影響により、ここ数年、実施できていない。障害のある人を取り巻く環境が大きく変化する中、より効果的な普及・啓発方法の取り組みが求められる。(子育て・福祉推進課、福祉総合支援課)
- コロナ禍の影響で、多人数が集まるのが難しいため、養成講座の開催に支障が生じている状況である。(介護支援課)
- 発達障害に関する普及啓発を地域住民に広く行っていく必要がある。(福祉総合支援課)
- 本市全体で発達障害に関する専門家を招聘しての研修会の実施や更なる研修機会の確保が必要である。(教育総務課)
- 発達特性のある子どもや発達特性を感じられる子どもが増えているため、引き続き、様々な研修の機会をとらえ、支援者のスキルアップが必要である。(健康増進課)
- 福祉まつりについては、今後さらに多くの方に参加していただけるよう、内容の検討をしていく必要がある。また、コロナ禍においても福祉大会が実施できるような開催方法を検討する必要がある。(社協)

(2) 福祉教育の推進

地域での支えあい、助けあいの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。また、家庭生活の中や地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を行い、おもいやりの心・やさしい心を持つことができる子どもを育てます。

また、あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、市や教育委員会等で取り組むとともに、市社会福祉協議会など様々な関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
学校教育における福祉教育の推進	○昔の遊び、地場産業に携わっている方や昔の農具、生活用具の指導など、地域の方々との世代間交流による地域福祉の推進を図ります。	教育総務課
家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供	○インクルーシブ教育※や道徳の教科の中で学習の機会を提供します。	教育総務課
公民館活動を活用した多様な学習機会の充実【1-シ】	○地域づくりの拠点である公民館活動において各種講座の開催や、学習する意欲のある市民に対し、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供します。	生涯学習課
公民館活動による市民意識の向上【1-シ】	○各地区公民館、自治公民館に自主的な各種講座や教室の開催のための情報を提供します。	生涯学習課
障害者のキャリア教育の推進【1-キ】	㊦生涯に渡り人は発達するという観点から、一人一人の障害に応じたキャリア教育が推進できるよう、労働や福祉関係機関との連携を図ります。	福祉総合支援課
福祉のこころの醸成	○地域共生社会に向けて、子どもから高齢者まで全市民を対象に「福祉」をテーマにした学習会や各種体験事業を開催し、福祉のこころの醸成を図ります。	社会福祉協議会

※インクルーシブ教育：障害のある子どもと障害のない子どもが共に受ける教育

【 主な取り組み 】

- 小学校1学年で昔遊びの体験、中学校1年の総合の時間で地域について学習に取り組んだ。(教育総務課)
- インクルーシブ教育システム構築のため学校教育関係者で考え方の共有化を図る。個別の教育的ニーズに対応した施設整備や学習用品等の購入を行った。(教育総務課)
- 公民館活動において各種教室・講座やイベントの開催、学習ニーズの把握に努めた。(生涯学習課)
- 各地区公民館等へ、学習機会の情報の提供を行った。(生涯学習課)
- 福祉体験学習の機会がある学校に協力している。全市民に向けた福祉教育の機会提供として、社協出前講座(全13講座)を整備した。(社協)

【 成 果 】

- ▶ 学校支援ボランティア等として協力していただく地域の方から直接教えていただくことで、地域に関する学びと交流が深まった。(教育総務課)
- ▶ 保護者が希望する就学校等において学校施設整備、特別支援学級の新設などを行い、市立小中学校で実際に市内各地を訪問し、そこに携わる人と話し学びと交流を深め、学校への就学を実現させた。(教育総務課)
- ▶ 幅広い年代を対象とした各種教室や講座等を実施し、情報提供したことで、多くの市民の生涯学習意欲向上に貢献した。(生涯学習課)
- ▶ 各施設で様々な教室・講座等の実施が可能となり、学習機会の充実につながった。(生涯学習課)
- ▶ 福祉体験学習などの福祉教育の機会が増え、学校との連携・協力体制ができつつある。(社協)

【 課 題 】

- 昔遊びを体験した地域の方の高齢化によりボランティア登録や参加者が少なくなっている。登録ボランティア人数の確保が必要である。(教育総務課)
- インクルーシブ教育システム構築に必要な教職員数の確保が課題。(教育総務課)
- コロナ禍により、教室・講座の開催数や参加者数の制限が出てきている。今後、開催数や参加者の増加を図りつつ、感染拡大防止策をいかに効率的に行うかが課題。(生涯学習課)
- 学習情報・学習支援者のネットワーク環境の構築が十分とは言えず、紙ベースの情報提供に落ち着いている。今後、情報提供のあり方について、現状の方法をとりつつより効果的な手法を見つける必要がある。(生涯学習課)
- 子どもへの福祉教育の機会は学校の授業の一環として実施するなど徐々に増えつつあるが、大人に向けた福祉教育の機会については、不十分であるため、支部社協などの地域組織と連携しながら、機会の確保に努める必要がある。(社協)

(3) 人権意識などの向上

市民が生涯を通じ、家庭・地域社会、学校、職場その他のさまざまな場において、人権尊重の精神に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習の場を提供します。

また、それぞれのライフステージに応じ、学校教育と社会教育との相互連携を図り推進します。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
人権尊重に関わる啓発・広報活動の推進	○人権啓発に関する活動として、市の広報への掲載や、人権擁護委員による相談活動を実施します。	市民課
人権に関する啓発・学習活動への支援	○人権に関する問題では、親子人権教室など幅広い年齢層をターゲットに学習活動の支援を行います。また、イベントなどでのパンフレットの配布等の啓発に取り組みます。	市民課 生涯学習課
男女共同参画の推進 【1-タ】	○甲州市男女共同参画推進条例や第3次プランに基づき、市役所庁内が連携した施策を実施します。 ○甲州市男女共同参画推進委員会を中心としたイベントなど、市民の意識改革のための啓発活動を行います。 ○市民に身近なテーマを取り上げ、様々な分野の人々に男女共同参画への理解を深めるための取り組みを行います。	市民課
権利擁護の地域連携ネットワークの構築 【1-ケ】	○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進めます。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
市民後見人等の養成、後見人の活動支援 【1-ケ】	○山梨県が実施する市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員として実務経験を重ねるなど、市民後見人の活用を進めます。 ○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。	社会福祉協議会
障害者差別の解消相談窓口の設置	㊦ 障害者差別についての相談窓口を設置すると共に、障害者自立支援協議会において、障害者差別の解消についての協議を行います。	福祉総合支援課
高齢者、障害者、児童に対する虐待の対応と、これらの家庭が抱える課題の解消 【1-コ】	○ライフサイクルに応じた適切な虐待の対応と予防を図るため、子ども家庭総合支援拠点と障害者虐待防止センターを一体的に実施します。	福祉総合支援課
	○地域包括支援センターを中心とし、高齢者支援のための関係機関や地域と密接に連携して対応できるネットワーク体制の構築を図ります。	介護支援課

【 主な取り組み 】

- 人権啓発活動の推進として広報やHPへの掲載、毎月の合同相談、特設人権相談を実施した。(市民課)
- 人権の花運動や子ども人権教室などを通じた人権教育、学習活動の支援を実施。(市民課)
- 人権に関する研修会があるときには、施設にて配布するほか、イベント時にパンフレットを配布するなど、啓発を行った。(生涯学習課)
- 男女共同参画社会の実現に向けて、庁内の推進体制の充実を図った。また、男女共同参画推進委員会を中心に、職場訪問、CATVを活用した男性料理教室、オンラインによるフォーラムを開催するなど周知啓発に取り組んだ。(市民課)
- 甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進め、民生委員や市内居宅介護事業所へ事業内容の説明を行った。(福祉総合支援課、社協)
- 県が実施する市民後見人養成講座の修了者について、法人後見を実施する社会福祉協議会の後見支援員として実務を経験してもらう予定である。また、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する。(社協)
- 障害者差別についての相談窓口と地域相談員を設置している。障害者自立支援協議会が障害者差別解消推進協議会となっているため、差別の案件があった場合には、個人が特定できない形で報告、協議している。(福祉総合支援課)
- 子ども家庭総合支援拠点と障害者虐待防止センターを一体的に実施し、広報やホームページ等で周知するとともに、虐待の早期発見、解決に取り組んでいる。(福祉総合支援課)
- 高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会の活動を通じて高齢者の権利擁護に関わる地域の関係団体との連携強化を図った。(介護支援課)

【 成 果 】

- ▶合同相談、特設人権相談の実施や子どもを中心とした人権学習の支援を行い、啓発活動することができた。(市民課)
- ▶人権に関する研修会開催を周知する機会が増え、人権に対する意識の啓発につなげることができた。(生涯学習課)
- ▶男女共同参画推進の啓発については、コロナ禍で対面での啓発活動が思うように実施できなかったため、メディアを通じた啓発活動を強化した。また、庁舎内に女性への暴力をなくす運動としてパープルリボンツリーを設置、国際女性デーを周知するためミモザの花を飾るなど新たな事業に取り組むことにより周知啓発につながった。(市民課)
- ▶関係機関に成年後見中核機関であることや事業内容の周知をすることができた。(福祉総合支援課、社協)
- ▶県主催の市民後見人講座修了者に対して令和3年度にフォローアップ講座を開催した。令和4年度下半期から法人後見の市民支援員として活動する予定である。(社協)
- ▶障害者差別に関しての窓口を周知し、市民から直接相談を受ける体制がとれている。(福祉総合支援課)
- ▶子ども家庭総合支援拠点と障害者虐待防止センターを一体的に運営することで、迅速な対応が可能な体制を構築することができている。(福祉総合支援課)
- ▶高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会の活動を通じて、住民組織や警察、医療機関などさまざまな関係団体との連携を図り、甲州市における高齢者虐待の実情や課題を理解していただくとともに意見交換を行うことができた。(介護支援課)

【 課 題 】

- 人権教室をはじめ、子どもに向けた人権に関する教育活動等の支援はできたものの、コロナ禍により対面での啓発活動が制限され幅広い年齢層への啓発活動は実施できなかった。コロナ禍を踏まえつつも対面の啓発活動を増やしていく。(市民課)
- 現状では啓発・学習活動を行う団体への間接的な支援にとどまっている。今後、公民館自主事業や公民館活動の中で人権問題を積極的に取り上げるには、啓発・学習活動を担う団体との連携が必要と考える。(生涯学習課)
- 男女共同参画の推進についても、コロナ禍により対面での啓発活動を実施することが難しいため、感染症対策の徹底や参加者を少人数にするなど、実施方法を検討していく必要がある。(市民課)
- 引き続き、権利擁護の地域連携ネットワークの整備が図られるよう関係機関と協議しながら、体制を強化していく必要がある。(福祉総合支援課、社協)
- 法人後見市民支援員を経験する中で市民後見人として活動したい方がいるか確認が必要である。(社協)
- 毎月の広報に差別の相談窓口について周知を図っており、地域相談員を対象とした研修についても積極的に参加している。引き続き、窓口の周知や相談の実施、支援を継続していく必要がある。(福祉総合支援課)
- 引き続き、子ども家庭総合支援拠点と障害者虐待防止センターを一体的に運営し、虐待に対する相談窓口の周知や早期発見、予防に取り組む必要がある。(福祉総合支援課)
- コロナ禍によって高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会が書面開催となることもあり、甲州市の実情について周知し、関係団体からの意見聴取を行うことはできたが双方向での十分な協議を行うことが困難であった。(介護支援課)

(4) ボランティアの充実・人材育成

社会福祉協議会が中心となり、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、活動の活性化につながるよう支援します。

また、各種講座等を通じて、地域福祉活動の担い手を育成していきます。子どもたちについては、自分たちで考える場や機会を提供し、子どもの自発性を促がす取組を推進します。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
ボランティア活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアだよりの発行及びボランティアボードを活用し、ボランティア活動の普及・啓発を行います。 ○ボランティア活動参加の手段として、エコキャップの収集活動を推進します。 	社会福祉協議会
青少年のボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高校生のボランティア活動の推進を図るため、夏休み期間中に体験学習事業を実施します。 ○各学校に対し、ボランティアに関する活動費の一部を助成するとともに福祉教育に関するプログラムを提示するなど活動を支援します。 	社会福祉協議会
高齢者、障害者のボランティア活動の推進 【1-ア】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自身が行うピアカウンセリングセミナーの開催を支援します。 	福祉総合支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者の社会参加の機会として、福祉講話等の講師としての参加を推進します。 ○高齢者のボランティア活動参加の選択肢を増やし気軽に参加できる環境の整備に努めます。 ○傾聴ボランティア活動を推進します。 ○テレフォンボランティア活動を推進します。 	社会福祉協議会
ボランティアの資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○既存のボランティアに対するフォローアップ研修を開催します。 	社会福祉協議会
ボランティア講座、体験事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ニーズの把握に努め、各種養成講座・入門講座を開催します。 ○地域に積極的に出向き、福祉体験が出来る機会を提供します。 	社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の支援・充実を図ります。 	社会福祉協議会
ボランティアセンターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動に意欲のある市民や団体などのボランティア登録を推進します。 ○ボランティアのコーディネート機能を充実します。 	社会福祉協議会

【 主な取り組み 】

- 年間12回ボランティアだよりを発行し、甲州市全戸に配布。ボランティア事務所と社協の2カ所にあるボランティアボードを毎月2回更新した。また、エコキャップ収集活動を推進した。(社協)
- 夏休みボランティア体験学習として、小・中・高校生に対して施設体験学習、育児ボランティア体験、手話体験学習等の事業を行った。また、市内小中高等学校へボランティア活動への助成や福祉講話、福祉体験など福祉教育に関するプログラムの提供を行った。(社協)
- 月に一度、峡東圏域で開催されるピアカウンセリングセミナーを支援している。(福祉総合支援課)
- 障害者に対して市内小中高等学校で行う福祉講話の講師を依頼するなど、連絡調整を図っている。また、コーディネーターを配置し、事業を周知するとともにボランティアの募集及びボランティア活動の推進を行った。(社協)
- ボランティア連絡協議会と連携し、研修会を実施することで、既存のボランティアの育成を行っている。(社協)
- ボランティアに関する各種養成・入門講座やフォローアップ研修、おたすけサポーター養成講座への協力を実施した。また、市内小中学校等に対し、福祉体験学習の実施・調整、バリアフリー教室の開催、福祉用具(車いす、白杖、高齢者疑似体験セット)の貸出を行った。(社協)
- ボランティアコーディネーターの配置をすることで、ボランティアの相談・登録・斡旋を行っている。(社協)
- ボランティアの窓口としてボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及・啓発及び促進に取り組んでいる。(社協)

【 成 果 】

- ▶ボランティアだよりの発行等により、ボランティア活動の普及啓発することができた。また、家庭で気軽にできるエコキャップ収集活動を通して、ボランティア活動を推進し、リサイクル業者を通してワクチンへの寄付を行った。(社協)
- ▶夏休みの期間を利用して小・中・高校生がボランティア体験や福祉の理解・関心を深める学習を実施することで、思いやりのある心を育てることにつながっている。(社協)
- ▶各学校にて有価物回収や清掃活動、古切手やベルマーク等の収集活動を行うことで、地域の人とのつながりを感じたり、資源の大切さを学んだりボランティア活動の意義を実感することができている。(社協)
- ▶ピアカウンセリングセミナーは、障害を持つ仲間同士がお互いを分かち合い、聞き合い、支え合うことで自分らしく生きていくための一助となっている。(福祉総合支援課)
- ▶障害者等が地域にて福祉講話等の講師として活躍することで、役割と社会参加の機会を提供することができている。また、コーディネーターを配置することで、地域住民に事業を周知するとともに、ボランティアの募集及びテレフォンボランティアを推進することができた。(社協)
- ▶ボランティア連絡協議会と連携し、研修会を実施することで、既存のボランティアの育成を行うとともに意識向上を図ることができた。(社協)
- ▶ボランティアに関する各種養成・入門講座や研修を開催し、ボランティアの育成につなげた。小中学校に対し、福祉体験の調整・講師を行い、福祉用具の貸出を行うことで、福祉について考える機会につなげている。(社協)
- ▶ボランティアコーディネーターを中心にボランティア活動を行っている方・団体と連携を図ることで、活動への理解、情報共有を促進した。(社協)
- ▶ボランティア各種団体等と連携を図ることで、情報共有ができ、ボランティア活動を希望する方や団体に、ボランティア情報を提供した。(社協)

【 課 題 】

- 近年、ボランティアの減少と高齢化率が進んでいることから担い手不足等が考えられる。(社協)
- コロナ禍ではあるが、ボランティア体験学習は、人数の制限や動画を製作し、配信するなど形を変えながら可能な範囲内で実施することができている。しかし、児童の減少や学校の規模が縮小してきていることから、活動を継続していくための支援と地域のつながりを途切れさせることのないよう支援をしていく必要がある。(社協)
- 引き続き、ピアカウンセリングセミナーの開催を支援していく必要がある。(福祉総合支援課)
- テレフォンボランティアは自宅でできることからコロナ禍でも影響なく、活動が行えている。しかし、傾聴ボランティアはコロナ禍により、活動の場がないことから、ボランティアのモチベーションをどのように維持していくかが課題である。(社協)
- コロナ禍により、ボランティア連絡協議会と連携した先進地研修は中止とした。今後は、感染状況をみながら県内にて行うなど工夫をしながら開催していく必要がある。(社協)
- コロナ禍のため、感染状況を見ながら、ボランティア講座の開催を検討していく。福祉体験学習については依頼も増えてくるなど、徐々に学校との連携が図れている。(社協)
- ボランティア活動の支援を行うことはできているが、ボランティアコーディネーターについて市民への周知や関心を高めていく必要がある。(社協)

基本目標 2 困っている人を包括的に支援する体制づくり

(1) 地域住民による地域福祉の推進

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守りなどを通じて、何かあったときには助けあえる地域づくりを進めます。地域の支えあいの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加し、地域に関心を持つ人を増やしていきます。

また、障害者や高齢者など、だれもが生きがいを持って生活できるよう、人とのかわりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。

① 地域における地域福祉の推進

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
市民自身の日常的な取り組みの推進 【4-ア】	○地域では、市民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、行政区や支部社協単位での市民の自主的な取組を推進します。	総務課 社会福祉協議会
地域での見守りネットワークづくり 【4-ウ】	○高齢者の介護予防教室等で地域の見守り、支え合いの必要性について意識啓発を行います。	介護支援課
	○母子父子相談員によるひとり親家庭の訪問活動を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	○民生委員児童委員や主任児童委員による見守り、声かけ活動を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	○地域の健康づくり組織で「人のつながり」に関して検討を行うと共に、若い世代からの継続的なアプローチに取り組みます。	健康増進課
	○民生委員児童委員等に個人情報取扱いと守秘義務、関係部署との連携方法について研修を行います。	社会福祉協議会
住民自治組織による地域福祉の推進 【1-ソ】 【5-ア】	○協働に関する指針及び推進計画に基づき、市民提案型協働のまちづくり補助金制度等を活用し、市民の協働への理解促進を図ります。	市民課
	○健康づくりの推進という視点から地区組織と連携協働して健康診断希望調査を行います。	健康増進課
	㊦ 重層の支援事業として、住民の身近な地域において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備を行います。	福祉総合支援課
高齢者等による地域支援活動の育成 【1-ア】	○元気な高齢者が介護予防に関する知識や技術を得て、自分自身の介護予防とともに地域活動へ生かすことを目的として、介護予防サポートリーダーを養成します。	介護支援課
	○老人クラブ連合会を通じて、地域における友愛活動への積極的な参加を促します。	社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
農業と福祉の連携 【1-ア】【1-オ】	○障害者の特性をみながら、障害者の雇用や社会参加の機会を広げ、担い手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、農業を活用して障害者の働く場所・環境づくりを推進します。	農林振興課 福祉総合支援課
市民の相互援助活動の推進 【4-ア】	○地域の中で、仕事と育児の両立等、安心して子育てができるよう、育児の援助をしたい人（協力会員）と援助を受けたい人（依頼会員）による相互援助活動を行います。（ファミリーサポート事業）	子育て・福祉推進課
社会参加機会の充実 【1-オ】	㊦ 障害者の社会参加の機会を確保するため、移動支援や陶芸、パソコン教室等のプログラムを実施します。	福祉総合支援課
	○協力する側の社会参加や役割を持つことでの生きがいづくりを目的の1つとして高齢者おたすけサポーターの養成を行います。	介護支援課
	○子育て中の親子が孤立しないよう、各種母子保健事業を実施する他、市内の子育て支援関係機関等と連携して社会参加の機会や居場所づくりを行います。	健康増進課 子育て・福祉推進課

【主な取り組み】

- 各支部社協で定期的に会議等の開催を行った。支部事業として、支部と民生委員が連携を図り、一人暮らし高齢者の訪問活動や子どもの見守り活動を推進している。社協では、各支部担当の職員が支部の会議等に参加し、情報提供や支部活動へのサポートを行った。（社協）
- 高齢者の通いの場や介護予防教室等で、地域での見守り、支え合いの必要性について意識啓発をしている。（介護支援課）
- 母子父子相談員は、市内の母子家庭、寡婦、父子家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な指導等を行っている。（福祉総合支援課）
- 民生委員児童委員や主任児童委員が独居高齢者や子育てに励んでいる家庭を中心に見守り、声かけ活動を行っている。（福祉総合支援課）
- 奥野田健康づくりの会や神金健康推進会で地区住民の健康診断受診勧奨への取り組みを実施した。（健康増進課）
- 改選時に新任研修会にて、個人情報取扱いや守秘義務等を含めた民生委員の役割について研修し、関連部署の周知等は、定期総会や月例会にて行っている。（社協）
- 市民、団体、地域等からの提案や課題について市と協働し解決していくために、広報やホームページでの周知活動と市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度を実施。（市民課）
- 地区組織（保健環境委員）と連携して実施していた健康診断希望調査であるが、新型コロナウイルス感染防止対策により、郵送での回収に変更となった。（健康増進課）
- 介護予防サポートリーダー登録者に対し、継続研修を実施した。（介護支援課）
- クラブ会員による一人暮らし高齢者宅訪問・地域内清掃・花植え活動・その他お茶会等、会員同士の交流事業を単位クラブや地区連合会が主催し、実施している。（社協）
- 農福連携推進事業として無煙炭化器による剪定枝の炭化と土中還元作業を行った。（農林振興課）
- 峡東地域の障害者支援施設に働きかけ、農業と福祉の連携による地域活性化の取り組みを始めた。（福祉総合支援課）
- 一時的な育児の援助が必要な場合に協力会員が親のサポートを行っている（ファミリーサポート事業）。（子育て・福祉推進課）

- 障害者地域活動支援センターにおいて、陶芸やパソコン教室等のプログラムを行っている。また、地域生活支援事業において、移動支援事業等を実施し、社会参加の継続を図っている。(福祉総合支援課)
- 高齢者おたすけサポーター養成講座を開催したほか、協力会員向けに「おたすけ通信」を発行し、活動状況等について情報提供した。(介護支援課)
- ママのあんしんネットワーク会議で、市内・子育て支援機関の情報をまとめた「にこにこ子育てガイド(別冊)」を作成し、母子手帳交付時に配布した。また、助産師を配置し、「産前産後ママのほっとスペース」を毎週金曜日開催している。(健康増進課、子育て・福祉推進課)

【 成 果 】

- ▶地域のことを考えるきっかけとして、福祉マップの作成や民生委員との合同研修・協働による訪問活動等を通して、多くの目で地域を捉え、地域連携による見守り体制の強化に向けた動きにつながっており、地域における自主的な活動につながった。各支部の担当職員が支部の集まりの場に出向くことで、支部や地域との関係性を構築し、連携を図る中で自主的な活動に向けての働きかけや支援を行うことができた。(社協)
- ▶いきいき健幸教室は市内全地域で開催しており、市民への周知が進み事業が定着している。健幸隊は、市内11地区で地域住民が主体となって高齢者の健康づくりを推進している。(介護支援課)
- ▶母子父子相談員は、常日頃より相談や指導訪問等を通じて、母子父子家庭との信頼関係を築いており、ひとり親家庭にとって頼れる存在となっている。ケースに応じて適切な支援策を講じており、ひとり親家庭の生活の安定化に寄与している。(福祉総合支援課)
- ▶民生委員児童委員や主任児童委員による日頃からの見守りや声かけを通じて、何かあった時に助け合える地域づくりにつなげ、地域の見守りネットワークが強まった。また、熱中症予防の呼びかけなどを行ったことで、市民の安全安心につなげた。(福祉総合支援課)
- ▶健康づくり組織で地区住民の健康診断受診を勧奨するチラシ配布を行ったことにより、受診率の維持に努めた。(健康増進課)
- ▶研修を行うことで、民生委員児童委員が個人情報取り扱い方法と守秘義務徹底について理解を深めることができた。また、関係部署を周知することで、連携が図れた。(社協)
- ▶市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度は、これまで17事業に補助金を交付し、事業の立ち上げのサポートを実施した。(市民課)
- ▶保健環境委員による回収から、郵送での回収となったため、回収率は減少した。ただし、地区内回覧による健診の周知、地区内放送での健診の周知を依頼し、受診率の維持に努めた。(健康増進課)
- ▶介護予防サポートリーダーは、各地域で実施している一般介護予防事業(健幸隊、いきいき健幸教室)に参画し、介護予防に関する意識啓発や実践活動を行った。(介護支援課)
- ▶地域の友愛活動は、社会活動への参加促進により、生きがいづくりやフレイル予防、健康寿命の向上に寄与している。特に、コロナ禍において、閉じこもりがちになった高齢者も地域内の活動には心理的に安心して参加することができ、交流を楽しめた。(社協)
- ▶障害者の方と実際にコミュニケーションを取りながら作業を行うことで、農福連携を推進する際のイメージをつかむことができた。(農林振興課)
- ▶峡東地域農福連携推進協議会が発足し、本格的な推進に着手することができた。(福祉総合支援課)
- ▶ファミリーサポート事業は、一定の需要があり、親の負担軽減に寄与している。(子育て・福祉推進課)
- ▶陶芸やパソコン教室等のプログラムの実施や移動支援事業等により、障害者の方々の社会参加の機会を確保することができている。(福祉総合支援課)

- ▶ コロナ禍の影響から、高齢者おたすけサポーター養成講座の開催や参加者募集に困難があったものの、感染拡大防止対策を怠ることなく、サービス提供自体は継続実施することができた。令和3年度からは甲州市生活支援サポート事業を甲州市社会福祉協議会に委託し、連携しながら事業を進めている。(介護支援課)
- ▶ 子育て中の親子が様々な機会を通じて、情報を知り得ることができるようになり、社会参加の機会につながっている。「産前産後ママのほっとスペース」では専門家への相談を通じて子育ての悩みや不安を解消するとともに、利用者同士のかかわりの中で互いに相談し合い、思いを共有することができている。(健康増進課、子育て・福祉推進課)

【 課 題 】

- 各支部社協が定期的に会議を開催し、地域での支え合い活動を実施している。一方、各事業の実施頻度は年1回毎であり、定期的な見守りは行っていない。今後は、日常的な活動につなげられるよう支部活動の見直しや働きかけをしていく必要がある。(社協)
- コロナ禍の影響から介護予防教室等を休止した期間があり、例年と比較すると開催回数や参加者数が減少した。また、これまで高齢者の見守りや支え合いの場として機能していた集いの場が、コロナ禍に入り極端に減少しており、課題となっている。(介護支援課)
- 母子父子相談員は、コロナ禍によって活動が制限される中、見守りを希望する家庭への訪問活動を継続している。家庭環境が複雑で、支援策を講じる判断が困難なケースがある。(福祉総合支援課)
- 民生委員児童委員、主任児童委員の活動について、地域の中には、知らない住民もいるため、住民への周知や関心を高める活動をより充実させる必要がある。(福祉総合支援課)
- 健康づくり組織は、コロナ禍によって思うように活動ができなかったことによる意識の低下や役員の担い手不足等の課題が重なり、存続が難しい組織もある。(健康増進課)
- 令和4年度は民生委員児童委員の改選期であるため、新任研修を行い、委員活動が停滞しないように努めた。(社協)
- 市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度については、近年申請件数が減少しており、市民からの新しい協働事業の新規立ち上げについては、一定程度ニーズを満たした状況と考える。現在、継続して行われている協働事業についてサポートしていくことが必要となっている。(市民課)
- コロナ禍により、保健環境委員による回収ができない状況であり、回収率が下がっている。(健康増進課)
- 高齢化の進展に伴い、住民主体の介護予防活動や通いの場等のニーズが高まっており、各地域で中心的役割を担える人材の育成や掘り起しが必要となっているが、実際には非常に困難な状況である。(介護支援課)
- コロナ禍により老人クラブの活動が思うように行えていないこと、また、事業開催や地域での活動には、リーダーシップが必要とされることが多く、役員就任が敬遠される傾向にある。その為、クラブの存続自体が危ぶまれる事案や、既に解散しているクラブもあり、活動の有無、充実度の地域差が大きい。(社協)
- 農福連携は、相互に連携を取り合うことで幅広く様々な業務を依頼できるが、作業内容やその注意点を整理して伝えることが必要である。(農林振興課)
- 農福連携の認知度向上と農福連携商品のブランド価値を高めるとともに、地域貢献に向けた活動推進の模索。(福祉総合支援課)

- ファミリーサポート事業では、依頼会員が求めるニーズに対応できる新たな協力会員の増員と多様化、複雑化する依頼内容に対応できる専門的な知識の習得とスキルアップが必要である。(子育て・福祉推進課)
- 一時期、新型コロナウイルスの影響により、パソコン教室等のプログラムを中止するなど措置をとった。(福祉総合支援課)
- 高齢者おたすけサポーター協力会員の高齢化が進み、登録者が減少している。(介護支援課)
- コロナ禍により、「産前産後ママのほっとスペース」の利用を控えている方もいる。(健康増進課、子育て・福祉推進課)

② 地域における交流機会の充実

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域行事を通じた住民 交流の促進 【5-ア】	○地域において昔からの行事の開催や地域のイベントを企画・開催する取組を支援すると共に、地域での市民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。	行政区 生涯学習課
世代間交流の促進 【1-オ】 【5-ア】	○地域の方を講師とした地区の歴史・文化・生活を学ぶ機会及びわだつみ平和文庫を活用した戦争体験の学習会などを実施し、世代間の交流を図ります。	生涯学習課 教育総務課
	○公民館活動や社会教育活動及び青少年育成活動、スポーツや読書を通じた活動の中で、世代間の交流事業を実施します。	
	○市内の小学校において、世代間交流事業を実施します。	社会福祉 協議会
市民や児童・生徒と福 祉施設等との交流の促 進 【5-ア】	○社会教育活動及び青少年の健全育成活動、公民館活動の中で、交流事業を推進します。	生涯学習課
地域住民同士の交流の 促進	○誰もが気軽に楽しく集える場を住民と共に創出し、住民同士の交流の場としてサロン活動を推進します。	社会福祉 協議会

【 主な取り組み 】

- 地域の活動を行う各種団体からの要望に応じ、講師を派遣するなどの支援を行った。また、地区公民館・自治公民館等を中心とし、各種講座・教室等を実施したことにより市民相互の交流ができた。(生涯学習課)
- わだつみ平和文庫を活用して平和教育を推進するとともに、公民館、青少年育成活動、スポーツイベントや図書館での各種事業により世代間の交流を図った。(生涯学習課)
- 松里地区小中学校での「枯露柿集会」、勝沼中での「ジベ処理体験」等地域の特産品を題材とした学習の実施、わだつみ平和文庫の施設見学及び平和学習の実施。(教育総務課)
- 各地域での世代間交流の活性化を目的に、市内小学校で実施されている世代間交流に対し、助成金を交付した。(社協)

- 青少年関係団体による講演会等の開催、体験活動の実施など青少年の健全育成活動を行った。また地区公民館活動において子供向けの教室を行うなど、特色ある公民館活動を実施した。(生涯学習課)
- ふれあい・いきいきサロンは、住み慣れた地域で気軽に集える「交流の場」として活動しており、新規サロンの立ち上げ支援や補助金交付、備品等貸出事業による活動支援を行っている。また、担い手の養成及びサロンの維持継続に向けて、市内在住の方やサロン関係者等を対象としたサロンリーダー養成講座の開催とともに情報交換会、代表者会議での情報共有を図っている。(社協)

【 成 果 】

- ▶コロナ禍により活動できる行事等は限られたが、イベント開催の取り組み支援により、各地域で創意工夫しながら次回につながるイベントを開催していただいた。(生涯学習課)
- ▶平和教育をはじめとした各事業の推進により、社会環境に適應できる子どもたちの育成が図られた。(生涯学習課)
- ▶小中学校の授業に取り入れることで、交流の機会を確保できている。(教育総務課)
- ▶各学校それぞれ特色のある活動を行っており、地域の高齢者を招き、昔の遊びを教わったり、敬老の日に高齢者へ手紙を送付したりするなど、児童たちが地域の高齢者との交流を深め、相手を思いやる心を育てることができている。また、核家族化が進んでいる中で、児童たちにとっては高齢者と交流するよい機会となっている。(社協)
- ▶様々な体験活動の場を提供し、その体験を通じて各年代と交流することにより、社会生活での規律を身につけ、社会環境に適應できる子どもたちの育成につなげた。(生涯学習課)
- ▶ふれあい・いきいきサロンは住民の自主的活動として、喜びや生きがい、社会参加機会の増加につながっている。また、地域で声かけし合うことで人とのつながりが生まれ、支え合いによる地域づくりの推進が図られている。(社協)

【 課 題 】

- コロナ禍により地域行事の継続が危機的状況にある。今後、地域で「行事を継続するために何をどう変えていくか。」という合意が必要となると思われる、生涯学習課としても助言を求められることが予想される。(生涯学習課)
- 少子高齢化・核家族化・地域の結びつきの低下など社会の変化に伴い、世代間交流の機会が少なくなっている。今後、大人世代のグループ(文化協会や高齢者学級)と子ども世代のグループ(小中学校、高校)をつなげるグループ(社会教育委員の会、など)を育成していく必要がある。(生涯学習課)
- 小中学校からの要請に対応できる地域ボランティア委員の確保が必要である。(教育総務課)
- コロナ禍において敬老の日の手紙は直接手渡すのではなく、郵送に変更したり、交流会においては人数の制限を行ったり、それぞれの学校で工夫をしながら取り組んでいる。少子高齢化で、児童数が減少していることから、手紙を手渡す児童の負担軽減について考えるなど活動継続のための支援をしていく必要がある。(社協)
- コロナ禍により、福祉施設への児童・生徒の出入りが制限されるなど、直接的な交流は少なくなっている。今後、対面しなくてもできる交流方法や、お互いのことを知ることができる取り組みが必要と思われる。(生涯学習課)
- 担い手の高齢化やコロナ禍の影響により、新規サロンの創設やサロン活動が困難となっている。その中で、かたちを変えて活動しているサロンもあるが、既存のサロンの維持継続や、趣味サロン等、幅を広げて活動の展開が必要となっている。(社協)

(2) 社会福祉協議会による地域福祉の推進

地域住民への社会福祉協議会活動の周知を図るとともに、多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、新しい福祉サービスの開発・実施に努め、社会福祉協議会活動の新たな事業展開を図っていきます。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
社会福祉協議会の機能強化 【6-ア】	○定期的に意見交換及び事業実績の確認を行い、福祉活動推進のための連携を図ります。	福祉総合支援課 子育て・福祉推進課 介護支援課
地域福祉活動計画の着実な実施	○社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画をPDCA※に基づき評価し、必要な支援を行います。	福祉総合支援課 子育て・福祉推進課 介護支援課 社会福祉協議会
社会福祉協議会との連携強化 【6-ア】	○社会福祉協議会の活動内容が市民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実・促進を図ります。	福祉総合支援課 社会福祉協議会

※PDCA：計画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）の4つの段階を繰り返し行うこと

【 主な取り組み 】

- 月例会（毎月1回）にて社会福祉協議会で行う事業の予定や実績報告、情報交換を行っている。（福祉総合支援課、子育て・福祉推進課、介護支援課、社協）
- 社協と地域をつなげる情報誌として、社協だより「すまいる」、社協お知らせ版を発行した。また、社協ホームページのリニューアル及びSNSやYouTubeにて情報発信を実施した。（福祉総合支援課、社協）

【 成 果 】

- ▶毎月1回の月例会を行うことにより、補助金や委託している事業の進捗状況がわかるとともに、情報の共有もできることから連携して福祉活動の推進が図れている。（福祉総合支援課、子育て・福祉推進課、介護支援課、社協）
- ▶各年度の事業計画において計画の成果や見直しを実施することとしている。（社協）
- ▶ホームページのリニューアルを実施したほか、SNSやYouTubeも取り入れ、通常の紙媒体での発信に付け加え他の方法を取り入れたことで、より多く情報を発信することができた。（福祉総合支援課、社協）

【 課 題 】

- コロナ禍もあり、以前のように活動ができない状態となっており、補助金対象事業・委託事業ともに内容等の見直しや工夫の必要性が出てきた。多様化、複雑化する福祉サービスに対応するため、社会福祉協議会となお一層の連携を強固にしていくことが大切である。(福祉総合支援課、子育て・福祉推進課、介護支援課、社協)
- 市の広報と一緒に全戸配布している紙媒体と、SNSやYouTubeなどを上手に使いながら、市民が関心を持っている情報提供の充実を図る必要がある。(福祉総合支援課)
- 自分の地域や福祉に対して、より興味関心を持てるよう情報発信の内容を充実させていく必要がある。(社協)

(3) 関係機関などとの連携強化

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、重層的支援体制整備事業において多機関が協同で、連携して支援を行います。

地域共生社会の実現に向けて、保健福祉分野だけではなく、子ども、教育、住まい、交通等、行政の各分野が緊密に連携し、住民の地域づくりを支援します。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
各種団体の支援と連携強化 【1-イ】 【1-タ】	○生活支援体制整備事業の推進を目的に、高齢者支援に対する地域での課題解決にむけての協議体の検討や地域の協力者を増やすための基盤づくりに取り組みます。	介護支援課
	○子育て支援の一環として地域子育てサロンに、参画します。	福祉総合支援課
	○健康づくり関連組織等と「健康づくり」という視点で地域課題について検討し、連携を図ります。	健康増進課
	○障害者団体との連携を図り、その活動を支援します。	福祉総合支援課 子育て・福祉推進課 社会福祉協議会
福祉関係のNPO活動の育成 【1-ソ】 【4-ア】	○市民活動団体登録制度により、非営利活動法人や市民団体等の登録を行い、ホームページで紹介し、活動の支援を行います。	市民課
	○障害者、ひきこもりやDV被害者などの当事者活動と連携し、活動の支援を行います。	福祉総合支援課
民間サービス事業者の誘導・育成支援 【1-イ】 【1-セ】 【3-ア】	○地域密着型サービス事業所の運営推進会議に出席し、連携を図ります。	介護支援課
	○社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進を図ります。	福祉総合支援課 子育て・福祉推進課
	○地域経済の活性化に貢献するベンチャー企業等の新たな取り組みや新規事業の開発との連携を図ります。	福祉総合支援課 子育て・福祉推進課
庁内等における人材の育成 【2-イ】	○庁内の関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。	総務課
重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備 【5-ア】 【5-イ】 【5-ウ】	㊦ 支援関係機関によるチーム支援を行うため、支援に関する協議及び検討の場を設けると共に、地域住民等の連携を図りながら、支援を必要とする者の早期把握を行い、協働の中核を担う相談支援包括化推進員を配置します。	福祉総合支援課

【 主な取り組み 】

- 第1層・第2層協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置した。協議体の会議を開催し、生活支援体制整備事業に関する理解を深め、多様な主体を活用して高齢者を支援する地域づくりについてなど意見交換した。(介護支援課)
- 子育て中の親同士が交流し、相談に応じる場を提供する団体に対して補助金を交付している。(福祉総合支援課)
- 健康づくり関連団体である奥野田健康づくりの会や神金健康推進会の会議へ参加し、連携を図った。(健康増進課)
- 「精神障害者の家族会」の事務局となり支援している。(福祉総合支援課)
- 身体・視覚・精神・知的の各障害者団体に対して補助金を交付し、活動支援を行った。(子育て・福祉推進課)
- 市民活動団体登録制度に基づき登録された団体を紹介し、活動支援を実施した。(市民課)
- 峡東圏域のピアカウンセリングセミナーやひきこもりセンターで行われているグループ活動、家族教室等について、必要な方(障害者、ひきこもりやDV被害者など)へ周知し、随時連携し支援を行っている。(福祉総合支援課)
- 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・介護老人福祉施設が開催する運営推進会議へ出席(書面開催)した。(介護支援課)
- 「地域における公益的な取組」として社会福祉法人と福祉避難所の協定を締結した。(子育て・福祉推進課)
- 必要に応じ専門職員の募集を行い、人材の確保に努めている。(総務課)
- 既存の制度では対応が困難な複合的な課題について多機関が協働して支援を実施した。(福祉総合支援課)
- 重層的支援体制整備事業による包括的相談支援体制において、重層的支援会議、支援会議を開催し、多職種で支援について協議、検討する場を設けた。(福祉総合支援課)

【 成 果 】

- ▶令和2年度は山梨県生活支援体制整備アドバイザー派遣事業を活用し、県内の先進地視察等を通じて、第2層協議体発足に向けた準備や本事業の方向性等について検討した。その結果、令和3年度からは第2層協議体・生活支援コーディネーター1名を甲州市社会福祉協議会に委託し、市内12支部ある社協支部を第2層協議体に位置づけ、活動を展開するに至った。(介護支援課)
- ▶地域子育てサロンは、親同士の交流や育児に関する相談ができ、育児のストレスを和らげ、子どもの健やかな成長に寄与している。(福祉総合支援課)
- ▶書面開催ではあるが、健康づくり関連団体の会議へ参加し、助言を行うなど連携が図れた。(健康増進課)
- ▶「精神障害者の家族会」は、会員が悩みを相談し合い、互いを労い、また情報交換・共有等ができる場となっている。(福祉総合支援課)
- ▶各障害者団体に対しての助成支援により、団体育成を図るとともに、より細やかな連携を行うことができた。(子育て・福祉推進課)
- ▶営利を目的とせず、自発的に社会貢献活動を行うボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人等9団体が登録しており、ホームページで活動内容を紹介し、市民への周知を行っている。(市民課)
- ▶当事者活動を行う関係機関と連携し、支援を必要としている対象者が活動に参加することで、同じ立場の仲間同士の交流に結び付けることができた。(福祉総合支援課)

- ▶ 運営推進会議でサービスの提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態等の状況について情報共有されている。(介護支援課)
- ▶ 「地域における公益的な取組」の推進が図られた。(子育て・福祉推進課)
- ▶ 一般企業でも採用している新たな試験方法を導入することで、中途採用の多い専門職にも応募しやすくした。また、求人情報の提供について様々な手段を試みることで、求職者へ周知する機会を増やすことができた。(総務課)
- ▶ 関係機関の連携が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対する各種専門機関からの早期支援が行われた。(福祉総合支援課)
- ▶ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの作成を行っている。事業の広報を兼ねた関係機関への周知のための会議を開催している。(福祉総合支援課)

【 課 題 】

- 生活支援体制整備事業の目的は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくこととされている。既存の地域組織を活用する中で、それぞれの地域特性や課題について意見交換する場を持ち、住民主体の活動につなげていくために、時間をかけて取り組んでいくことが必要となっている。(介護支援課)
- コロナ禍もあり、地域子育てサロンの利用を控えている方もいる。(福祉総合支援課)
- 健康づくり組織は、コロナ禍によって思うように活動ができなかったことによる意識の低下や役員の担い手不足等の課題が重なり、存続が難しい組織もある。(健康増進課)
- 「精神障害者の家族会」の会員の高齢化と固定化。(福祉総合支援課)
- 障害者団体会員の高齢化が進む中で、将来的な活動の継続が課題。(子育て福祉推進課)
- 引き続き、「地域における公益的な取組」を推進していく必要がある。(子育て福祉推進課)
- 引き続き、登録している市民活動団体の活動内容について周知し、活性化を促していく必要がある。(市民課)
- コロナ禍に応じた地域住民やボランティア団体との連携及び協力等の地域との交流方法が課題となっている。(介護支援課)
- 専門職員について必要数が確保できず不足している状況。(総務課)

(4) 小さな声が届きにくい人への支援の充実

様々な理由で支援を受けたくても声を発せられない人に情報が届くように地域の相談者と連携すると共に重層的支援体制整備事業において設置した庁内等連携会議にて情報を共有し、地域・事業者・行政の重層的な相談のネットワークを構築し相談しやすい環境を充実していきます。

また、高齢者、障害者、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の関係機関での連携を行います。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
制度の狭間の人に対する分野横断的な支援 【1-ウ】 【1-エ】 【1-ク】	① 経済的・社会的孤立状態にある者に対する支援を行います。	福祉総合支援課 社会福祉協議会
	① 生活困窮者自立支援事業「生活支援センターぶりっじ」による支援の強化を図ります。	福祉総合支援課
	① 貧困にある子どもが健やかに育成されるよう貧困の状況にある子どもへの支援を行います。	福祉総合支援課
	① ひきこもり支援の相談窓口を設置し、複合化した課題を有する者に対して、民生委員、関係機関等と連携して支援を行います。	福祉総合支援課
	① 障害者手帳を持ちながら、何ら支援を受けていない潜在的な要支援者等に対して、関係機関が連携して支援を行います。	福祉総合支援課
	○ 自殺対策を総合的に行うための相談支援を中心とした拠点を設置します。	福祉総合支援課
	○ 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を養成するためのゲートキーパー養成研修を行います。	福祉総合支援課
	○ 地域子育てサロンを実施し、居場所作り、育児相談を行います。	福祉総合支援課
	① 子育て世代包括支援センターにて、周産期から乳幼児等の子育て世代の世帯を支援します。	健康増進課
虐待防止ネットワークの推進 【1-コ】	① 地域包括支援センターにて、地域の高齢者に対する制度横断的な相談支援を行います。	介護支援課
	○ 地域包括支援センターで高齢者虐待防止や虐待発生後の対応を行います。 ○ 甲州市高齢者虐待防止地域見守りネットワーク運営会議において、高齢者虐待防止や早期発見のためのネットワークを構築します。	介護支援課
	○ 障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待防止や虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。	福祉総合支援課

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
虐待防止ネットワーク の推進 【1-コ】	○子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センター、家庭相談員等と連携し、虐待を予防すると共に、保護者が抱えている課題も踏まえた支援を行います。 ○要保護児童地域対策協議会において、関係機関との連携を計り、児童虐待防止ネットワークを構築します。	福祉総合支援課 健康増進課
女性への人権侵害に関する相談の充実 【2-ア】	○人権擁護委員が行う女性の人権ホットラインの啓発活動、合同相談、特設人権相談会など各種相談窓口の開設を行います。	市民課
	○子ども家庭総合支援拠点と家庭相談員が女性相談所、警察等と連携し、相談支援を行います。 ○DV被害者の自助グループへの支援や、被害者の立場に立った加害者の支援を行います。	福祉総合支援課
	○女性相談所での一時保護や母子生活支援施設と連携した自立支援などを行います。	福祉総合支援課
居住に課題を抱える者への横断的支援 【1-カ】	①施設からの退所や病院から退院する障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行の支援を行います。 ○離職し、住宅の維持や確保が難しくなった人に対して、住宅等確保の支援を行います。	福祉総合支援課

【主な取り組み】

- 失業や就職活動の行き詰まりなどの事情で経済的に困窮している方や、地域で生活するうえで何らかの課題を抱えている方に対し、生活自立に関する相談や、就労に関する支援を実施した。(福祉総合支援課)
- 生活困窮者が地域において経済的、社会的に自立していけるよう、自立相談支援事業における支援と共に、関係機関と連携を図りながら支援を行った。(社協)
- 生活支援センターぶりっじによる食糧支援を実施した。また、貧困の連鎖を防止するため生活困窮世帯の小・中学生及び高校受験を控えた中学3年生を対象に教員OBによる学習支援を実施した。(福祉総合支援課)
- ひきこもり相談窓口を設置し、対応している。令和3年度から重層的支援体制整備準備事業を開始したことから、ケースに応じてアウトリーチ支援にて、関係機関と連携し、支援を行っている。(福祉総合支援課)
- 関係課で連携して、潜在的な要支援者等に対して必要な支援が受けられるよう調整している。(福祉総合支援課)
- 自殺対策強化事業の拠点として相談窓口を設置し、メンタルヘルスを主とした相談や毎年ゲートキーパー養成研修等を行っている。(福祉総合支援課)
- 市民や市役所職員、民生委員児童委員等を対象に毎年、ゲートキーパー養成研修を行っている。(福祉総合支援課)
- 子育て中の親同士が交流し、相談に応じる場を提供する団体に対して補助金を交付している。(福祉総合支援課)
- 塩山保健福祉センターを妊娠期から子育て期に渡るまでの相談支援のワンストップ拠点とし、「重層的支援体制整備事業」の一角として「利用者支援事業(母子保健型)」を実施。毎週火・水曜日の9時～12時に母子保健コーディネーターを配置し、来所や電話による相談に対応した。(健康増進課)
- 地域包括支援センターが地域の高齢者やその家族等からの相談を幅広く受け付けるとともに実態把握のための訪問活動を行い、制度横断的な支援を実施した。(介護支援課)

- 高齢者虐待防止・地域見守りネットワーク運営委員会の活動を通じて高齢者の権利擁護に関わる地域の関係団体との連携強化を図った。また、高齢者虐待の通報、相談に対して事実関係確認から必要に応じて高齢者の一時保護などの対応を行った。(介護支援課)
- 障害者虐待防止センターでは、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の一元管理や、関係機関との緊密な連携を図っている。また、障害者自立支援協議会で個人が特定できない形で報告、協議している。(福祉総合支援課)
- 要保護児童地域対策協議会を通じ、日ごろから相談支援担当、健康増進課、児童相談所間で連携をとっている。(福祉総合支援課)
- 母子保健に係る関係者と日頃の支援から得た情報共有、定期的なケアプラン会議を行い、ハイリスク者の支援について検討している。必要に応じて、子ども家庭総合支援拠点につなげ、連携しながら支援を行っている。(健康増進課)
- 毎月の合同相談や年に数回、特設人権相談を実施した。(市民課)
- 子ども家庭総合支援拠点では、関係機関と連携し、自立支援を重点に置きながら、被害者に寄り添う支援を目指した。(福祉総合支援課)
- 虐待やDVにより子どもの監護が困難な親子を母子生活支援施設に入所措置している。(福祉総合支援課)
- 施設からの退所や病院から退院する障害者に対して、地域移行支援事業を導入している。(福祉総合支援課)

【 成 果 】

- ▶生活福祉資金特例貸付等を利用する中、ぶりっじによる就労支援を行うことで再就職等につなげた。(福祉総合支援課)
- ▶相談者(生活困窮者等)の課題は、複合化・複雑化しており、個々の課題に適切に対応できるよう、関係機関と連携を強化して支援を図れた。(社協)
- ▶経済的な理由により塾などに通うことが困難な子どもへの学習支援が実施できた。(福祉総合支援課)
- ▶複合化した課題を有する者に対して、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関する支援プランを作成し、終結に向けた支援ができた。(福祉総合支援課)
- ▶各担当課で対応している家族に手帳を持ちながら支援を受けていない方の情報を収集し、介入することができた。(福祉総合支援課)
- ▶電話等で随時相談に対応し、相談者に寄り添った支援を行い気持ちの安定につながった。メンタルヘルスを主としている「あんしん相談」では必要に応じて確実に精神科医につなぐ取り組みが図れている。(福祉総合支援課)
- ▶ゲートキーパー養成研修の機会を通じ、必要な基礎的知識の普及が図れている。令和3年度は重層的体制整備移行準備事業の関係機関を対象に開催し、悩みを抱える者を支援する側が、心の健康を維持できるような研修を行うことができた。(福祉総合支援課)
- ▶地域子育てサロンは、親同士の交流や育児に関する相談ができ、育児のストレスを和らげ、子どもの健やかな成長に寄与している。(福祉総合支援課)
- ▶塩山保健福祉センターでの相談内容は、児の成長発達や、育児技術、育児不安などが多く、保護者の相談場所として定着している。(健康増進課)
- ▶地域の高齢者や介護者が抱える諸問題の解決を図るために、地域包括支援センターで受理した相談に対して実態把握訪問などの対応を行い、必要な制度や支援につなぐことができた。(介護支援課)
- ▶高齢者虐待に係る相談や通報の全てについてケース検討を行い、緊急性の有無を判断したうえで一時保護などの必要な対応を行うことで、地域の高齢者の生命身体や財産的権利が侵害されることを防止した。(介護支援課)

- ▶ 障害者虐待に係る相談や通報の全てについてケース検討を行い、緊急性の有無や役割分担、支援方針等を確認し、養護者の支援を含めた必要な対応を行うことで、障害者の虐待防止への早期の対応ができた。(福祉総合支援課)
- ▶ モニタリング等により円滑な情報交換が可能であり、見守りや改善の分担を、迅速かつ具体的に決定できるようになった。(福祉総合支援課)
- ▶ 乳幼児健診の未受診者への受診勧奨や日頃から母子保健の支援を通じ、予防的にかかわることで、虐待防止につながっている。また、子ども家庭総合支援拠点と連携しながら支援を行うことで保護者が抱える課題の解決につないでいる。(健康増進課)
- ▶ コロナ以前と比べると人権相談の件数は減少したものの、相談機会の提供という面から見ると充実は図れた。(市民課)
- ▶ 子ども家庭総合支援拠点と関係機関の連携が進んだことで、早期支援を行うことができている。(福祉総合支援課)
- ▶ 母子生活支援施設に入所措置することで、支援が必要な親子が安定した生活を営むことができている。(福祉総合支援課)
- ▶ 地域移行支援事業で継続した支援をすることにより安定した生活を送ることができるようになってきている。(福祉総合支援課)

【 課 題 】

- 特例貸付等の支援が今後、終了し、未だ見通しのつかない方に早急な就労等の支援が必要である。(福祉総合支援課)
- 新型コロナウイルス感染拡大による特例貸付から相談者が拡大し、これまで従来の困窮者の枠を超えた世帯が増えたため、引き続き、関係機関と連携しながら困窮状態の早期発見と脱却を考えていく必要がある。(社協)
- 貧困により支援を必要とする子供たちが増える一方、学習支援を行う講師の確保が難しくなっている。(福祉総合支援課)
- 潜在的な要支援者の把握や、プラン策定できるまでの関係構築が難しい。(福祉総合支援課)
- 昨年度、重層的体制整備移行準備事業が開始され、支援会議が開催されたことで、支援につながっていない潜在的な相談者を早期に発見することができるようになった。(福祉総合支援課)
- コロナ禍により、全国的に自殺者数が増加傾向にある。実際、「死にたい」といった相談も増えた。(福祉総合支援課)
- ゲートキーパー養成研修は、コロナ禍で対面での実施が難しく、開催するにも人数や場所が限られてしまう。対象者によって、オンライン研修への参加が難しい場合もある。(福祉総合支援課)
- コロナ禍もあり、地域子育てサロンの利用を控えている方もいる。(福祉総合支援課)
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症により、集団型の事業を休止や延期したため、個別相談できる機会として塩山保健福祉センターの利用者が急増した。令和3年度は、それまで休止していた母子保健事業(幼児健診、ほっとスペースなど)を再開したこともあり、コロナ禍以前の利用者数と同程度となっている。(健康増進課)
- コロナ禍の影響により、医療機関や高齢者施設を訪問することに制限がある中で、適切な実態把握を十分に行うことが難しい状況も生じている。(介護支援課)

- コロナ禍の影響もあり、民生委員などが行う地域での見守りを通常通り実施することに一部支障も生じており、医療や介護サービスを利用していない高齢者への虐待を早期に発見することが従前に較べて難しくなっている可能性がある。(介護支援課)
- コロナ禍により、障害福祉サービスの利用が制限され在宅の機会が多くなり、養護者の身体的・精神的な負担が増えている。(福祉総合支援課)
- 多くの保護者に関りを持ちながらも保護者の意識や行動に変化が見られない事例がある。誰がどうやってどこまで関りを持つのか、先を見越した対策の検討が必要である。(福祉総合支援課)
- 社会環境の変化からの家族機能の減弱化、ひとり親家庭など支援が必要な家庭も多くなってきている。(健康増進課)
- 感染症対策を講じつつ人権相談の定期的な開催は行えているものの相談者数自体が減少している。感染症対策の徹底や広く周知を行っていくことが必要。(市民課)
- DV被害者は、複数の課題を同時に抱えているケースが多く、関係機関も多岐にわたるため、更なる連携強化が必要である。(福祉総合支援課)
- 虐待やDVは、生命の危機に関わるケースがあるため、早期の発見が必要である。(福祉総合支援課)
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により精神科病院への院内の立ち入りや外出・外泊が制限される現状があり、利用がなかなか進まない。しかし、長期入院の方の共同生活援助への入居や退院への取り組みは継続している。(福祉総合支援課)

基本目標 3 地域福祉推進の仕組みづくり

(1) 福祉活動のための地域の拠点づくり

様々な社会資源の活用を図りながら、市民が身近な地域で世代間交流などの活動ができるよう、活動の場の提供と充実を図ります。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
地域の活動拠点の充実 【1-シ】 【5-ア】	○地域における活動拠点の確保・充実のため、今後、個別施設計画に基づいた改修を行う際には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を行うなど、既存公民館施設の有効活用を図ります。	生涯学習課
	○地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を支援し、相互に交流を図ることができる環境を整備します。 ○共同募金の配分金を活用し地域における活動拠点の充実を図ります。	社会福祉協議会

【 主な取り組み 】

- 総合管理計画・個別施設計画に基づき、施設の維持管理を行った。(生涯学習課)
- 共同募金の配分金を活用し地域における活動拠点の充実を図った。(社協)

【 成 果 】

- 各施設については、適切に維持管理運営をすることができた。(生涯学習課)
- 共同募金配分金を活用し、地域の防災備品や整備を行うことで、自分の地域について関心が向くきっかけとなっている。(社協)

【 課 題 】

- 建築後経過年数が長くなっている施設が多い。今後、個別施設計画と照らし合わせながら、改修・修繕時にバリアフリー化やユニバーサルデザインを導入する。(生涯学習課)
- 各地域での活動を支援し、拠点の整備をすることができている。一方、地域での共同募金配分金の活用に差がある。(社協)

(2) 相談体制・情報提供体制の充実

日常生活の困りごとや悩みなどについて、民生委員をはじめとする地域の人々が身近な相談役になれたりするよう、地域での取組を支援していきます。また、市役所と社会福祉協議会等の民間団体と連携・ネットワーク化を図り、どの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

また、子どもから高齢者まで必要な情報が届くように、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図ります。

① 相談体制の充実

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
専門機関における相談 支援の充実 【2-ア】 【5-ウ】	㊦ 地域包括支援センターが地域の高齢者を対象として行う総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント業務に加えて、医療介護連携推進や地域ケア会議、認知症総合支援の各事業の推進を図ります。	介護支援課
	㊦ 障害の種別に関わらず、総合的な相談窓口を設置すると共に、障害者差別解消、障害者虐待防止等の権利擁護を一体的に行います。	福祉総合支援課
	㊦ 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、家庭相談員が密に連携しながら、子どもや家庭の相談を総合的に行います。	健康増進課 福祉総合支援課
	○健康増進計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、母子保健計画等に基づき、各種健康相談、健康教育、家庭訪問など通じて市民の健康支援を行います。	健康増進課
	○家庭教育・子育てに関するアドバイス集である「家庭教育・子育てQ&A」を引き続き配布し、活用します。	教育総務課
各種相談員による相談 活動の充実と相互連携 の強化 【2-ア】	○心配ごと相談、法律相談を定期的に開催します。	社会福祉協議会
	○身体、知的、精神の3障害に対応した障害者相談員を設置します。	福祉総合支援課
相談窓口の充実と関係 部署の連携強化 【2-ア】 【5-ウ】	○専門機関によるチーム支援が可能となるよう、協働の中核を担い、支援に関する協議及び検討の場を設けるために、相談支援包括化推進員を設置します。	福祉総合支援課
	㊦ 地域包括支援センターの総合相談支援業務として、高齢者やその家族等からの様々な相談に対応すると共に、その居宅等を訪問し実態把握を行い、横断的な支援を行います。	介護支援課
	○「なんでも健康相談」として、市民からの心身の健康に関する相談を行い、初期の相談窓口の機能を持ちます。	健康増進課
	㊦ 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、家庭相談員が密に連携しながら、子どもや家庭の相談を総合的に行う体制を整備します。	健康増進課 福祉総合支援課

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
民間機関・施設等の相談体制の充実 【5-イ】	㊦ 市民にとって身近な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場を整備し、地域の関係者等との連携による地域生活課題の把握を行う重層的事業を実施します。	福祉総合支援課
地域ケアマネジメント体制の充実・地域包括ケアシステムの構築 【2-イ】	㊦ 地域包括支援センターにおいて、高齢者地域ケア会議を主催推進して、医療介護連携や権利擁護、介護保険事業者団体、地域の住民団体等との連携を深めることにより、地域包括ケアシステムの推進構築を図ります。	介護支援課
	○甲州市医師会、歯科医師会、薬剤師会等の会議を通じて医療と介護の連携推進に関わる事業等を共有する場を定期的に設けます。	健康増進課
	㊦ ママのあんしんネットワーク会議（母子保健、子育て支援関係機関等による会議）において、地域全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つ仕組みづくりを検討します。	健康増進課
	○障害者自立支援協議会において、住み慣れた地域での安心して暮らしを継続するための峡東圏域地域生活支援拠点の運営方針について協議し、反映させます。	福祉総合支援課
民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実 【4-ウ】	○民生委員・児童委員連絡協議会、主任児童委員による児童福祉部会において、相談対応に関する情報提供や研修などを行います。	社会福祉協議会

【主な取り組み】

- 地域包括支援センターの3事業に加えて、塩山市民病院へ委託した在宅医療・介護サポートセンターを中心に地域在宅医療と介護関係者間の連携強化を図っている。また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう地域ケア推進会議と個別ケア会議を開催して高齢者の地域包括ケアシステム充実を推進した。認知症地域支援推進員を中心に認知症初期集中支援事業を行うと共に認知症ケアパス作成などを通じて地域での認知症ケア向上の取り組みを進めた。（介護支援課）
- 障害の種別に関わらない、総合的な相談窓口である甲州市子ども家庭障害者支援センターを設置している。また、県から差別における地域相談員が委嘱されており、差別のみならず、虐待防止等の権利擁護を一体的に行っている。（福祉総合支援課）
- 母子保健に係る関係者と日頃の支援から得た情報共有、定期的なケアプラン会議を行い、ハイリスク者の支援について検討している。必要に応じて、子ども家庭総合支援拠点につなげ、連携しながら支援を行っている。（健康増進課）
- 子ども家庭総合支援拠点では、相談者のニーズに合わせ、関係機関と連携しながら各種専門職による相談支援を実施している。（福祉総合支援課）
- 健康増進計画、特定健康診査等実施計画、母子保健計画等に基づき、各種健康相談、健康教育、家庭訪問、健診等を通じて市民の健康支援を行った。（健康増進課）
- 小学校入学児童の全家庭に「家庭教育・子育てQ&A」を配布した。（教育総務課）
- 市民の日常生活における心配ごとを広く受け付けるようにしている。年4回休日に無料法律相談を開催し専門家に相談ができる機会を作っている。（社協）
- 相談援助を要する障害のある人やその家族等からの生活上の相談に応じ、同じ背景を持つ立場で、助言その他の必要な援助等を行うため、3障害に対応した障害者相談員を設置している。（福祉総合支援課）

- 地域包括支援センターが地域の高齢者やその家族等からの相談を幅広く受け付けるとともに実態把握のための訪問活動を行い、制度横断的な支援を実施した。(介護支援課)
- 「なんでも健康相談」として、開庁時には常に窓口当番保健師を置き、市民の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っている。(健康増進課)
- 塩山保健福祉センターを妊娠期から子育て期に渡るまでの相談支援のワンストップ拠点とし、「重層的支援体制整備事業」の一角として「利用者支援事業(母子保健型)」を実施。必要に応じて、子ども家庭総合支援拠点につなげ、連携しながら支援を行っている。(健康増進課)
- 子ども家庭総合支援拠点では、相談者のニーズに合わせ、関係機関と連携しながら各種専門職による相談支援を実施している。(福祉総合支援課)
- 地域包括支援センターにおいて、在宅医療・介護連携部会、権利擁護認知症対策部会、地域支えあい部会等の専門部会からの最終的な意見集約を行う高齢者地域ケア推進会議を開催、高齢者の地域包括ケアシステム構築を推進する。(介護支援課)
- 医師会においては、新型コロナウイルスワクチン接種に関する議題が主であったが、医師会、歯科医師会と連携会議を頻繁に開催した。(健康増進課)
- ママのあんしんネットワーク会議を通じて、母子保健及び子育て支援機関及び関係者間が顔の見える関係となり、情報共有や子育て支援の課題解決にむけた取り組みを実施している。(健康増進課)
- 障害者自立支援協議会において、峡東圏域地域生活支援拠点について随時報告、協議している。(福祉総合支援課)
- 全体研修会の開催、児童福祉部会研修会の開催、県民児協主催による研修会等へ参加した。(社協)

【 成 果 】

- ▶専門職への学習会を通じて地域における在宅医療介護関係者間の連携強化や、認知症支援に関わる医療や介護、地域の関係者との連携強化、包括支援センターが行う様々な事業を地域ケア推進会議にて最終的に集約することにより、地域の社会資源の有機的連携を推進すると共に、高齢者を巡る様々な地域課題の整理分析を図ることができた。(介護支援課)
- ▶差別のみならず、虐待防止等の権利擁護に関する相談窓口(甲州市子ども家庭障害者支援センター)を一体的に運営することで、迅速な対応が可能な体制を構築することができている。(福祉総合支援課)
- ▶乳幼児健診の未受診者への受診勧奨や日頃から母子保健の支援を通じ、予防的にかかわることで、虐待防止につながっている。また、子ども家庭総合支援拠点と連携しながら支援を行うことで子どもや家庭が抱える課題の解決につないでいる。(健康増進課)
- ▶子ども家庭総合支援拠点では、相談内容に応じ、関係機関との連携を行うことで、円滑な対応ができている。(福祉総合支援課)
- ▶計画に基づき各種健康事業を展開することで、市民の健康増進に寄与した。(健康増進課)
- ▶「家庭教育・子育てQ&A」は、毎年、小学校新入学時に配布することで、生活習慣や家庭学習等の支援につながり、児童生徒の家庭学習など保護者の心配や不安解消につながっている。(教育総務課)
- ▶地域の人々がいつでも気軽に相談ができる環境が作れた。地域住民の困りごと解決に向けて、専門家に相談ができる機会を作ることができた。(社協)
- ▶障害者相談員を設置することで、様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助が行えている。(福祉総合支援課)
- ▶地域の高齢者や介護者が抱える諸問題の解決を図るために、受理した相談に対して実態把握訪問などの対応を行い必要な制度や支援につなぐことができた。(介護支援課)

- ▶健康相談から必要に応じて、介護や福祉の継続的な支援につなげている。(健康増進課)
- ▶塩山保健福祉センターでの相談内容は、児の成長発達や、育児技術、育児不安などが多く、不安の解消につながっており、保護者の相談場所として定着している。(健康増進課)
- ▶子ども家庭総合支援拠点では、塩山保健福祉センターなど各種事業で把握された「支援を要する子ども・家庭」に対し、関係機関と連携し、必要な支援を行うことができています。(福祉総合支援課)
- ▶地域包括支援センターが行う諸事業や各専門部会での取り組みを地域ケア推進会議にて集約することにより、高齢者を地域で支える関係者との連携強化を図ると共に高齢者を巡る様々な地域課題の整理分析を図ることができた。(介護支援課)
- ▶医療と介護連携に関する会議の開催ではないが、令和3年度においては例年より多くの会議を開催することができたため、医師の先生方との意見交換(意思の疎通)をすることができた。(健康増進課)
- ▶ママのあんしんネットワーク会議を通じて、母子保健及び子育て支援機関及び関係者間が顔の見える関係となり、情報共有や子育て支援の課題解決にむけた取り組みにつなげた。(健康増進課)
- ▶住み慣れた地域で安心した暮らしを継続するため体制整備に向けた取組を推進している。(福祉総合支援課)
- ▶コロナ禍にあっては感染対策を実施する中で、分散開催等「新しい生活様式」を取り入れながら、民生委員に向けた研修会を開催することができた。また、各单位民児協でも、独自に研修会を開催するなど民生委員としての資質向上に努めた。(社協)

【 課 題 】

- コロナ禍の影響で、多職種が集合する形式での研修等は各専門職の参加に制限があることもあり開催が難しい状況にある。地域ケア推進会議については、書面開催となっており双方向での十分な協議を行うことが困難であった。(介護支援課)
- 甲州市子ども家庭障害者支援センターでは、障害に関する相談において、精神保健、発達障害、精神障害に関連する相談が増えている。(福祉総合支援課)
- 社会環境の変化からの家族機能の減弱化、ひとり親家庭など支援が必要な家庭も多くなってきている。(健康増進課)
- 計画に基づく各種健康事業は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、柔軟に対応し、実施していく必要がある。(健康増進課)
- 「家庭教育・子育てQ&A」など冊子での情報提供は一定の有効性はあるものの、学習指導要領の改訂へ対応した内容の見直し、積極的な情報提供には課題がある。(教育総務課)
- どこに相談して良いか分からないなど幅広い内容の相談窓口としての機能を担うため、さらに周知が必要である。関係機関や支援機関との連携の強化が必要である。(社協)
- 障害者相談員は、令和2、3年度で計2名が退任され、担い手が不足している現状がある。(福祉総合支援課)
- コロナ禍の影響で、医療機関や高齢者施設を訪問することに制限がある中で、適切な実態把握を十分に行うことが難しい状況も生じている。(介護支援課)
- 匿名での相談が多く、継続的な相談にはつながらないケースもいるが初期相談の窓口として心身の健康の相談の場があることが重要。ケースによっては、他課の相談につながり、継続的な支援につながるケースもある。(健康増進課)

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の出現により、急遽、集団型の事業を休止や延期したため、個別相談できる機会として利用者支援事業（母子保健型）の利用者が急増した。令和3年度は、それまで休止していた母子保健事業（幼児健診、ほっとスペースなど）を再開したこともあり、コロナ禍以前の利用者数と同程度となっている。（健康増進課）
- コロナ禍の影響で、多職種が集合する形式での会議や研修は開催が難しい状況にある中で、高齢者地域ケア推進会議についても全て書面開催となっており双方向での十分な協議を行うことが困難な状況である。（介護支援課）
- 各市内クリニックの医師は、現在、新型コロナウイルス感染症対応（発熱外来、ワクチン接種等）に追われ、非常に多忙となっており、定期的な会議の開催が見込めない状況にある。（健康増進課）
- ママのあんしんネットワーク会議は、ここ2年、コロナ禍で対面による会議や検討が十分に行えていない現状がある。ワーキングによる検討の機会を継続し、引き続き、母子保健、子育て支援機関の連携に努めていく。（健康増進課）
- 地域生活支援拠点については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けつつも、Web会議などを活用することで協議はできている。（福祉総合支援課）
- 現状、大人数が一堂に会して研修会を行うことは厳しいが、令和4年度は改選期にあたり新たに民生委員児童委員となる方も多数いるため、研修会・学習会の機会はより必要である。研修内容等を精査する中で、より短時間での開催や分散しての開催等、研修会実施の方法を検討していく。（社協）

② 情報提供体制の充実

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
情報提供の充実と共有化 【2-ア】	○各課からの市政情報を収集し、市の広報等により情報提供の充実を図ります。	政策秘書課
	○市のホームページにより情報提供の充実を図ります。	総務課
	○民生委員・児童委員連絡協議会の地区定例会で情報提供を行います。 ○社会福祉協議会として、社協だより、社協お知らせ版を発行し、ホームページの内容を充実します。	社会福祉協議会
利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実 【2-イ】	○障害の特性に配慮した情報提供を行います。 ○手話通訳、要約筆記等の派遣を行い、意思疎通支援を行います。 ○障害の特性に配慮した情報伝達に関する日常生活用具の給付を行います。	子育て・福祉推進課
市政に関する情報提供と意見交換の機会の充実	○市政への市民参画を進める視点から、広報等により情報提供を充実します。	政策秘書課
	○市政への市民参画を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容を充実します。	総務課

【 主な取り組み 】

- 各課に1名以上広報担当員を配し、広報こうしゅう作成の補助、情報提供などを実施することで市民に対する各種情報提供の充実を図った。(政策秘書課)
- 多様化する住民ニーズに対応するため、令和3年3月に市ホームページのリニューアルを行った。(総務課)
- 偶数月に地区会長会議、奇数月に各地区での定例会を開催し、関係機関からの情報提供、また委員相互の情報共有等を実施している。(社協)
- 聴覚障害者に対し、きめ細やかな意思疎通支援及び意思伝達装置の支給などを実施した。(子育て・福祉推進課)
- 新着記事にはNewマークを題名に付けて分かりやすい運用とした。(総務課)

【 成果 】

- ▶充実した情報提供が実現できた。(政策秘書課)
- ▶スマートフォン等の携帯端末での視聴が容易となり、掲載内容を機械翻訳により自動で5言語への翻訳が可能となりページビュー数も伸びている。(総務課)
- ▶関係機関から得た情報を、日頃の見守り活動を通じて市民の方にも提供することで、より充実した民生委員活動へとつながった。会長会議においては各地区同士の情報共有、地区定例会においては委員相互の情報共有を図ることができた。(社協)
- ▶障害者からの申請は、審査の上100%のサービス提供を行った。(子育て・福祉推進課)
- ▶トップページには重要なお知らせと共に、周知のためお知らせとイベント情報を掲載し、市政への市民参画が図られるよう情報発信をしている。(総務課)
- ▶掲載情報の中で内容の更新等があった際にどの記事が新規か分かるため、利用者が何度も閲覧することがなくなる。(総務課)

【 課 題 】

- 広報担当員は部署によりその業務に差が出ている現状がある。特に定型事務を実施する部署からの情報提供は毎年決まった内容のものが多い。(政策秘書課)
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い各種イベントが縮小、中止になり市ホームページにリンクされている公式 SNS の更新が滞っているため、現状が分かるように工夫して更新に努めてもらえるよう依頼している。各課の作成者によって記事の構成にバラつきが見られるため統一性をもたせ見やすくする。(総務課)
- コロナ禍での定例会は、状況によって資料配布のみの対応とした。また、開催しても時間短縮により市からの情報提供のみとなることもあった。そのため定例会の役割である民生委員同士の情報交換・情報共有まで時間を取れないこともあり、新任の民生委員は相談できる機会がなくなるなど弊害も生じている。(社協)
- 失語症など新たな障害に対する支援の検討が必要。(子育て・福祉推進課)
- 令和 3 年度は意見交換の場として市民懇話会の開催を進めたがコロナ禍で実施することができなかった。令和 4 年度に改めて実施した。(塩山地区 2 回、勝沼地区 1 回、大和地区 1 回)。(政策秘書課)

(3) 福祉サービスの充実

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が適切な窓口へとつなげることができるよう、相談者が必要な情報を素早く提供し、見通しを持った相談となるように努めます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

「成年後見制度」や市社会福祉協議会で行っている「日常生活自立支援事業」について、市と市社会福祉協議会が連携して周知を図るとともに2つの事業を一体的に展開し、利用の促進を図るとともに、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、差別解消を推進します。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
在宅福祉サービスの充実 【1-イ】	○介護保険事業計画により、在宅医療・介護の連携、生活支援サービス、居宅サービスの推進を図ります。	介護支援課
	○障害者総合計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組めます。	子育て・福祉推進課
	○子ども・子育て支援事業計画により、社会資源の状況等に応じ、優先度の高い地域の課題に重点的に取り組めます。	子育て・福祉推進課
地域に密着したサービスの充実	○介護保険事業計画において、地域密着型サービスの推進を図ります。	介護支援課
生活支援サービスの提供体制の推進	㊦地域で高齢者の課題解決に向けて協議体での検討や地域の協力者を増やすための基盤づくりに取り組めます。	介護支援課
福祉有償運送などによる移動手段の充実 【1-ア】	○公共交通機関の利用が困難な障害者に対して、地域生活支援事業において福祉有償運送を行います。 ○移動が困難な障害者に対してタクシー券の交付を行います。	子育て・福祉推進課
	○デマンドバスなどの地域公共交通の充実を図ります。	市民課
事業者の情報公開の促進 【2-ウ】	○事業者の情報公開制度により、事業所の情報提供がインターネットで行われており、利用者への積極的な利用を勧めていけるように、啓発に努めます。	子育て・福祉推進課 福祉総合支援課 介護支援課
成年後見制度の普及 【1-ケ】 【2-エ】	○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関とし、権利擁護の地域連携ネットワークの整備を進めます。 ○甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターにおいて、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。 ○法人成年後見事業に取り組み、権利擁護が必要な方の成年後見人を受任します。	社会福祉協議会
	○成年後見制度について、正しい知識の普及を図ります。	福祉総合支援課 介護支援課 社会福祉協議会

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
利用者の権利擁護 【2-エ】	<ul style="list-style-type: none"> ○苦情解決制度の周知に努め、苦情の解決を図ります。 ○障害福祉サービス利用者の意思決定支援を推進します。 ○判断能力が低下している方に対し、日常生活自立支援事業を通じて、各種援助を行います。 	福祉総合支援課 社会福祉協議会
保健医療、福祉の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援 【1-サ】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者就業・生活支援センターとの連携や、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。 ○生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行うとともに、犯罪をした者等の状況に応じ、生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を実施します。 ○矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害者に関して、地域生活定着支援センターが実施する社会福祉施設への入所調整やアパート等への入居調整に協力します。 	福祉総合支援課

【 主な取り組み 】

- 甲州市高齢者地域ケア推進会議の在宅医療・介護連携部会や介護保険運営協議会において、現状報告や課題に対する検討を行っている。(介護支援課)
- 障害者の身体機能又は生活能力の向上を目的とした自立訓練の提供を図るとともに、利用者が地域の身近な事業所において必要な訓練を受けられるよう支援している。(子育て・福祉推進課)
- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を展開し、実績を検証しながら子育て支援策の拡充に取り組んでいる。(子育て・福祉推進課)
- 第7期介護保険事業計画の基盤整備として、公募により選定された認知症対応型共同生活介護事業者について、令和2年度中に整備、令和3年度中に事業開始となった。(介護支援課)
- 生活支援体制整備事業(第1層協議体・第2層協議体、生活支援コーディネーターの配置等)を通じて、地域における高齢者の課題解決に向けた検討の場づくりを進めた。(介護支援課)
- 移動が困難な障害者の利便性を高めるため、福祉有償運送、タクシー券事業などを実施し、広報・周知に努め、移動支援の充実を図った。(子育て・福祉推進課)
- デマンドバスの運行については、定時定路線の市民バスのダイヤを補完するセミデマンド運行への見直しを行った。(市民課)
- 事業所に対する実地指導の際に、ホームページの更新など積極的な情報提供を依頼した。(子育て・福祉推進課)
- 居宅介護支援事業所及び地域密着サービス事業所に対して実施する運営指導(3年に1回実施)において、厚生労働省介護サービス情報公表システムの利用促進を行った。また、市ホームページや窓口で市内介護事業者の情報提供を行っている。(介護支援課)
- 令和3年度より市の指定を受け、成年後見中核機関として親族後見人や市民後見人等の日常的な相談や権利擁護が必要な方の成年後見人を受任するなど取り組んでいる。また、中核機関の役割・機能について関係機関への周知・広報に努めた。(社協)

- 成年後見制度の周知と理解のため、市広報紙に制度の概要等を掲載した。また、窓口所周知用ポスター及びリーフレットやチラシを設置し、より一層の周知に務めた。(福祉総合支援課)
- 成年後見制度の利用を必要とする方へ制度の説明や申立手続きの支援を行った。(介護支援課)
- 障害者の意思決定に配慮しつつ、障害者及びその家族等に対する相談業務や、成年後見制度等、障害者の権利利益の保護等のための制度が、適切に行われ、または広く利用されるよう取り組みを進めている。苦情の相談には、スムーズに解決が図れるよう関係機関と連携し対応した。判断能力が低下している人に対しては成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度利用について案内し、社協等と連携し必要な支援を行った。(福祉総合支援課)
- 令和2年度より日常生活自立支援事業の基幹的社会福祉協議会となり、相談から契約まで一連の流れに関わることができるようになった。(社協)
- 福祉的支援制度を活用し犯罪をした者等の障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援している。矯正施設出所後についても地域生活定着支援センターと連携し、自立に向けた生活支援をしている。(福祉総合支援課)

【 成 果 】

- ▶協議会や会議等を通じて、本市の現状や課題について共有できている。(介護支援課)
- ▶障害者自らの意思を尊重しながら、必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を行うことができた。(子育て・福祉推進課)
- ▶多様化する子育て支援の需要に対して適切に支援策を講じている。(子育て・福祉推進課)
- ▶高齢化の進展に伴い、支援を必要とする市民の増加が見込まれる中で、地域密着型サービス事業所の整備により、高齢者が可能な限り馴染みの人間関係や居住環境の中において継続した生活を目指す地域包括ケアシステムの進化・推進を図った。(介護支援課)
- ▶令和3年度からは第2層協議体・生活支援コーディネーター1名を甲州市社会福祉協議会に委託し、市内12支部ある社協支部を第2層協議体に位置づけ、活動を展開している。(介護支援課)
- ▶対象者の6割以上が移動支援を利用した。(子育て・福祉推進課)
- ▶デマンドバスの年間利用者数の推移は、令和元年度まではほぼ横ばいだったが、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度以降、2割程度減少している。(市民課)
- ▶積極的な情報提供により、年々障害福祉サービス事業所の利用が増加している。(子育て・福祉推進課)
- ▶インターネットで自由に検索・閲覧できるため、利用者が必要な時に必要とする介護サービス事業所を主体的に選択することが可能となる。また、公開制度により事業者のサービスの質の向上につながっている。(介護支援課)
- ▶甲州市社会福祉協議会権利擁護支援センターを中核機関として、権利擁護の地域連携ネットワークの整備が図られた。また、中核機関の役割・機能について、関係機関へ周知が出来た。(社協)
- ▶成年後見制度利用支援事業、法人後見支援事業を実施するなど充実した制度利用の支援を行うことができた。(子育て・福祉推進課)
- ▶成年後見制度の一層の普及を図ることで、高齢者の判断能力が低下しても自分らしく安心して生活できる地域作りを推進することができた。(介護支援課)
- ▶権利擁護支援センターの機能・役割を民生委員・ケアマネジャー等に周知した。小単位の集まりでも後見制度の周知が図れるよう出前講座を実施した。(社協)
- ▶苦情については、関係機関と連携し状態が改善し、解決に結びつけることができた。判断能力が低下している人について、成年後見等の制度利用を援助することで、その方の権利と財産を守り安心につながった。(福祉総合支援課)

- ▶ 基幹的社会福祉協議会になったことで日常生活自立支援事業の相談件数や契約件数が増加している。(社協)
- ▶ 地域生活定着支援センターとの連携し見守り、就労の支援を実施する体制を整えた。(福祉総合支援課)

【 課 題 】

- 課題が多岐に渡るため検討に時間を要する。介護保険事業計画の進捗管理と併せて、テーマ毎の課題や取り組み方針等を改めて整理し、段階的に進めていく必要がある。(介護支援課)
- 障害者の高齢化に対応するため、高齢者施策と連携した支援の在り方を検討する必要がある。(子育て・福祉推進課)
- 多様化する子育て支援の需要に対して迅速な対応が求められる。(子育て・福祉推進課)
- 介護保険事業計画で整備を必要とするサービス（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）について、応募者がなく、整備が進んでいない。応募に至らない要因の一つとして介護人材不足が課題となっている。(介護支援課)
- 既存の地域組織を活用する中で、それぞれの地域特性や課題について意見交換する場を持ち、住民主体の活動につなげていくために、時間をかけて取り組んでいくことが必要となっている。(介護支援課)
- 安全な移動支援の徹底とさらなる利用率の向上を目指す必要がある。(子育て・福祉推進課)
- 高齢化が進展し、公共交通を利用する交通弱者の増加が予想される。居住地域から市街地エリアまでの公共交通の利便性向上、まちづくりと連携した公共交通の構築、生活密着型の公共交通を確立していく必要がある。(市民課)
- すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、的確な利用者ニーズの把握が必要。(子育て・福祉推進課)
- 情報公開制度は、都道府県が管理するものであるが、事業者の負担軽減や高齢者が利用しやすいシステムへと改善や見直しが行われており、市内事業者のほとんどが利用している。媒体がインターネットの活用となることから、若年層には有効と考えられるが、高齢者の活用が課題となっている。(介護支援課)
- 引き続き、権利擁護の地域連携ネットワークの整備が図られるよう関係機関と協議しながら、体制を強化していく必要がある。(社協)
- 関係団体（司法書士会、行政書士会、社会福祉協議会など）との連携協力による支援強化が必要。(福祉総合支援課)
- 様々な機会を通じて成年後見制度の普及啓発を図っているが、認知症高齢者数に比較して成年後見制度の活用は未だ十分とは言えない状況がある。(介護支援課)
- コロナ禍によって市民講座及び出前講座が中止となった。今後更なる普及を目指して活動を推進していく。(社協)
- 障害者の権利擁護が求められる中で、引き続き、権利侵害を防ぐために、障害者の権利擁護、障害や障害に関する正しい理解、必要な制度や事業について普及啓発を行っていくことが必要である。(福祉総合支援課)
- 日常生活自立支援事業において利用者の親族関係が希薄している場合などは、関係機関との更なる連携が必要である。(社協)
- 入所調整から就職できたとしてもその後、安定した生活ができるケースは少なく継続した支援が必要である。(福祉総合支援課)

基本目標 4 安心して生活できる環境づくり

(1) 安心・安全な暮らしづくり

平常時から地域の中でのつながりがつくれるよう促し、お互いに声をかけあい避難できるようにするとともに、高齢者や障害者、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進などを行います。

避難行動要支援者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の地域ぐるみでの防犯活動を推進します。

① 防災・減災にむけた取り組み

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
市民の防災意識の高揚	○ハザードマップを各戸配布し、危険箇所と避難所の周知を行います。	総務課
福祉避難所の整備充実	○各地区の実情や、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を指定します。	子育て・福祉推進課
自主防災組織の育成・支援	○各行政区を単位に結成された自主防災組織の活動を支援します。	総務課
災害時要援護者ネットワークの構築 【2-オ】	○避難行動要支援者名簿登録制度について広報等で市民への周知を図ります。 ○消防本部、行政区役員、民生委員等の避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報共有を継続します。 ○行政区役員を中心に民生委員・児童委員へ要援護者の把握を依頼し、プライバシー保護に配慮する中で情報提供を図ります。 ○関係各課で全庁的に避難行動要支援者個別避難計画の策定を進めます。	総務課
	㊦ ママのあんしんネットワーク会議において、子育て中の親子が災害発生時に緊急連絡が取り合えるような仕組み作りについて検討します。	健康増進課
災害時要援護者への支援 【2-オ】	○視覚障害者や聴覚障害者には戸別受信機の配布を行い、情報提供を行います。 ○避難行動要支援者については、避難に関する個別支援計画を策定します。 ○庁内関係各課が参画し、災害時避難行動支援会議にて協議を行います。 ○災害時に支援が必要な方については、避難行動要支援者名簿への登録を勧めます。 ○地域住民と共に自主防災会のあり方や避難訓練の実施等、具体的に検討します。	総務課

【 主な取り組み 】

- ハザードマップを各戸配布し、危険箇所と避難所の周知を行った。(総務課)
- 令和2年度に民間21施設と福祉避難所の協定を締結。令和3年度、施設を指定し、訓練を実施した。(子育て・福祉推進課)
- 自主防災組織が購入する資機材について補助金を交付した。(総務課)
- プライバシー保護に配慮しながら要援護者申請書を提出してもらう中で、市民の理解を求め、災害時に避難誘導などの支援を必要とする人の正確な把握に努めるとともに、民生委員・児童委員、関係機関などの支援に関わる人との情報共有を図った。(総務課)
- ママのあんしんネットワーク会議において、災害発生時の緊急連絡が取り合えるような仕組み作りについて検討を行った。(健康増進課)
- 視覚障害者や聴覚障害者には戸別受信機の配付を行った。また、各区や民生委員に避難行動要支援者名簿への登録を勧めてもらった。(総務課)

【 成 果 】

- ▶市民に対して、市内の危険箇所及び避難所等の周知が図られた。(総務課)
- ▶福祉避難所の協定を締結したことで、要配慮者の避難体制を構築できた。また、施設や地元住民と共同で福祉避難所の開設訓練を実施し、今後の課題等を発見できた。(子育て・福祉推進課)
- ▶地域の防災体制の充実が図られている。(総務課)
- ▶災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者名簿については、基本となる名簿作成が終了し、消防本部、行政区役員、民生委員等の避難支援等関係者と情報共有が図られている。(総務課)
- ▶ママのあんしんネットワーク会議を通じて、母子保健及び子育て支援機関及び関係者間が顔の見える関係となり、情報共有や子育て支援の課題解決にむけた取り組みにつながっている。(健康増進課)
- ▶戸別受信機の配付を行い、情報提供が図られている。避難行動要支援者名簿への登録が進んだ。(総務課)

【 課 題 】

- 危険箇所の追加等あった場合、ハザードマップの改訂が必要であるが、頻繁には、改訂できない状況。(総務課)
- コロナ禍での福祉避難所の開設の仕方等を想定し、改めてマニュアル作成の必要がある。また、指定避難所との連携訓練の実施も必要である。(子育て・福祉推進課)
- 各行政区を単位に94%の自主防災組織結成率となっているが、活動状況に差があるので、あまり進んでいない地区については、活動支援等行う必要がある。(総務課)
- 避難行動要支援者名簿については、手上げ方式により募集したこともあり、人数が1,000人余りと多く、地元で避難誘導者が足りない状況であるため、優先順位等つけていく必要がある。(総務課)
- ママのあんしんネットワーク会議はコロナ禍で、対面での会議が思うように実施できていないため、運営方法を検討していく。(健康増進課)
- 個別受信機については、配布申請があった時、調査を行い、必要であれば、配布する。避難行動要支援者については、個別避難計画を策定することとされており、庁内関係課で協議し、本当に支援が必要な方等に、優先順位を付け、策定していく。(総務課)

② 防犯にむけた取り組み

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	担当課
地域防犯ネットワーク の構築 【1-サ】	○警察と協力し、管内で発生しそうな案件がある場合には、防災行政無線にて注意喚起を行います。	総務課
	○消費生活協力員による高齢者を中心とした啓発活動を警察と連携して行います。 ○消費生活相談員を配置し、電話や窓口で専門的な相談を行います。	市民課
地域における防犯パト ロール組織の整備	○警察署と連携し、1軒1軒を回り、戸締まり、車の施錠等の確認をする防犯診断や、果樹の盗難防止パトロールを行います。	総務課
再犯の防止に関する取 り組み	○保護司や更生保護女性会の支援を行い、地域の関係機関や団体との連携できる環境を整備します。 ○保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を支援します。	福祉総合支援課

【 主な取り組み 】

- 警察署と協力し、還付金詐欺や、年金詐欺と思われるような案件が警察署管内で発生しそうな際には、防災行政無線にて注意喚起を行っている。(総務課)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で従来行っていた消費生活協力員による対面での啓発活動は実施できなかったが、CATVを利用した啓発活動を行った。また、消費生活相談は毎週水曜日に実施した。(市民課)
- 警察と連携し、市消防団による防犯診断を実施し、果樹の時期には、JAとも連携し、果樹盗難防止パトロールを実施している。(総務課)
- 7月は再犯防止啓発月間でもあるため、社会を明るくする運動の啓発活動と共に、地域の事業所や学校、スーパーなどで啓発活動を実施した。また、保護司の活動拠点である、更生保護サポートセンターを塩山保健福祉センター内に設置した。(福祉総合支援課)

【 成 果 】

- ▶防災行政無線にて注意喚起を行うことによって、詐欺だけでなく、防犯にもなっている。(総務課)
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響があり対面での啓発活動が制限されたが、CATV等を利用した啓発活動を行ったことにより幅広い層への防犯予防の呼びかけにつながった。(市民課)
- ▶防犯診断、果樹盗難防止パトロール等の実施により、犯罪を未然に防いでいる。(総務課)
- ▶生きづらさを抱えている犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるため、保護観察所による研修を年3回、社会復帰する人の居場所である更生保護施設への研修、また「就労」と「見守り」の両者を担う協力雇用主との関係作りなど、日々保護司が行い、受け入れ体制を整えられている。(福祉総合支援課)

【 課 題 】

○コロナ禍によって対面での啓発活動が制限されている。(市民課)

○消防団による防犯パトロールや行方不明者の搜索等を実施しているが、実施規模には限界があるため、防犯カメラの活用や住民からの情報提供が容易にできる方策を検討する必要がある。(総務課)

○安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっている。法を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、「地方再犯防止推進計画」に取り組む必要がある。(福祉総合支援課)

(2) 住みやすいまちづくり

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

また、身近な地域で安心して暮らしていただける住まいの確保を行います。

【 具体的な施策 】

施策の方向性 ガイドライン項目	施策の概要	主担当課
ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり	○道路や施設等を整備・改修する際には、ユニバーサルデザインに配慮し、暮らしやすいまちづくりを進めます。そのための、様々な利用者の意見が取り入れられる仕組みづくりを進めます。	建設課 子育て・福祉推進課
既存施設のバリアフリー化の推進	○不特定多数が利用する既存施設については、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。	建設課 子育て・福祉推進課
公共交通機関の充実	○高齢者や学生など交通弱者の移動手段の確保として、市民ニーズに合った公共交通機関の充実を図ります。	市民課

【 主な取り組み 】

- 塩山駅南口広場整備にユニバーサルデザインに配慮した設計を行い、整備を進めている。(建設課)
- 都市計画検討会において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりに関する提言を行った。(子育て・福祉推進課)
- 勝沼中央公園トイレ等に手すりを設置しバリアフリー化を進めた。(建設課)
- 都市計画検討会において、既存施設のバリアフリー化の推移に関する提言を行った。(子育て・福祉推進課)
- デマンドバスの運行については、定時定路線の市民バスのダイヤを補完するセミデマンド運行への見直しを行った。(市民課)

【 成 果 】

- ▶誰でも利用しやすい道路・駅前広場として整備を進めている。(建設課)
- ▶新設や改修される道路や施設等には、誰もが利用しやすい仕様により施工されている。(子育て・福祉推進課)
- ▶誰もが安心して利用できる施設整備を進めた。(建設課)
- ▶事業者の意識の高まりにより、施設改修時などにバリアフリー化が進められている。(子育て・福祉推進課)
- ▶デマンドバスの年間利用者数の推移は、令和元年度まではほぼ横ばいだったが、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度以降、2割程度減少している。(市民課)

【 課 題 】

- 多目的トイレが未整備の公園や、わかりにくい標記のサイン等ユニバーサルデザインに配慮すべき施設があるため、今後も引き続き整備・改修の際にはユニバーサルデザインに配慮した設計を進める。また、利用者の意見が取り入れやすい仕組みづくりを進める。(建設課)
- すべての障害者が地域で安心して暮らせるよう、計画的な取り組みが必要。(子育て・福祉推進課)
- 駅や大型公園のトイレはバリアフリー化が済んでいるが、小規模公園の中には多目的トイレやスロープ等が整備されていないトイレもあるため、今後も引き続きバリアフリー化に努める。(建設課)
- 高齢化が進展し、公共交通を利用する交通弱者の増加が予想される。居住地域から市街地エリアまでの公共交通の利便性向上、まちづくりと連携した公共交通の構築、生活密着型の公共交通を確立していく必要がある。(市民課)



計画の推進に向けて

1 具体的な計画の推進

(1) 市民、地域、行政の協働による計画の推進

地域の多様な課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、対応していくことが必要です。

住み慣れた地域で、共に支え合い、助け合いながら安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等がともに連携・協働しながら、計画を推進していきます。

(2) 地域づくりを進めるための区域

市では、基本的に地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための区域を行政区単位として取り組みます。なお、障害者の支援については、障害者の就労や社会参加が広域にわたることから、峡東圏域（山梨市、笛吹市、甲州市）を単位として取り組んだ方が効果的な施策については、峡東圏域として取り組みます。（福祉有償運送、地域生活支援拠点、障害者支援施設及び病院からの地域移行、医療的ケア児の支援など）【1-ス】

市においては、計画の推進に当たって庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。【1-タ】

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組むため、地区社協を単位として取り組みます。【1-ス】

(3) 社会福祉協議会との連携

甲州市社会福祉協議会では、地域住民、福祉活動団体、ボランティア団体等と連携しながら、実践的な地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と甲州市社会福祉協議会の「第3次甲州市地域福祉活動計画」は、車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。

2 課題に対する今後に向けた取り組みの方向性

課題に対する今後に向けた方向性

【ウィズコロナ・ポストコロナによる活動】

新型コロナウイルス感染症の影響で、地域活動や養成講座・研修、イベント等、地域福祉の取り組みが中止、あるいは延期となり、一部の活動は再開したもの、地域福祉活動に多大な影響が出ている。

このような状況ではあるが、地域共生社会の実現を目指していくためには、地域福祉活動を継続・推進していくことが重要であるため、「新たな生活様式」や感染状況を考慮しながら、各施策を展開していく必要がある。

【地域福祉の醸成】

「支える側」と「受ける側」に分かれるのではなく、誰もが『わが事』として参画し、活躍できる地域共生社会の実現を目指していくためには、地域福祉の醸成が必要不可欠である。

現在でも各施策を行っているが、更に地域福祉への関心や参加意識を高められるよう、広報や学習機会、交流等を通じて、相互理解や活動参加への協力をより一層促していく必要がある。

【地域の担い手の確保と育成】

これからの福祉を担う人材の育成に努めているものの急速な少子高齢化に伴い、担い手不足が深刻化している。担い手不足により役員等の一定の人材への負担が増している状況であり、ますます新たな担い手の確保につながらないジレンマを抱えている。更なる研修の場の提供や情報発信を行い、人材育成を図る必要がある。

【関係機関の連携強化と相談員等の人材確保及びスキルアップ】

少子高齢化や人口減少によって、地域住民の相談は、様々な分野が絡み合い複雑化・多様化しており、今後相談者は、ますます増えていくと思われる。

重層的支援体制整備事業を開始し、包括的な支援体制を円滑に構築・実施しているが、事業をより推進していくには、事業に係る関係機関の更なる連携強化と専門的な知識を有した相談員等の人材確保や地域福祉を担う人材に対する研修を通じたスキルアップも必要である。

【避難行動要支援者名簿の活用】

避難する際に配慮が必要となる避難行動要支援者に対しての避難支援として、「個別支援計画」の策定を進めていく必要がある。誰が、どこに、どのようにして避難させるのかを明確に定める「個別支援計画」を作成することで、地域での役割分担を明確にし、連携体制を構築することができ、安心して生活できる環境づくりにつながる。そのためには、「避難行動要支援者名簿」の活用方法を十分に周知していく必要がある。

3 計画の普及啓発と実践

(1) 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

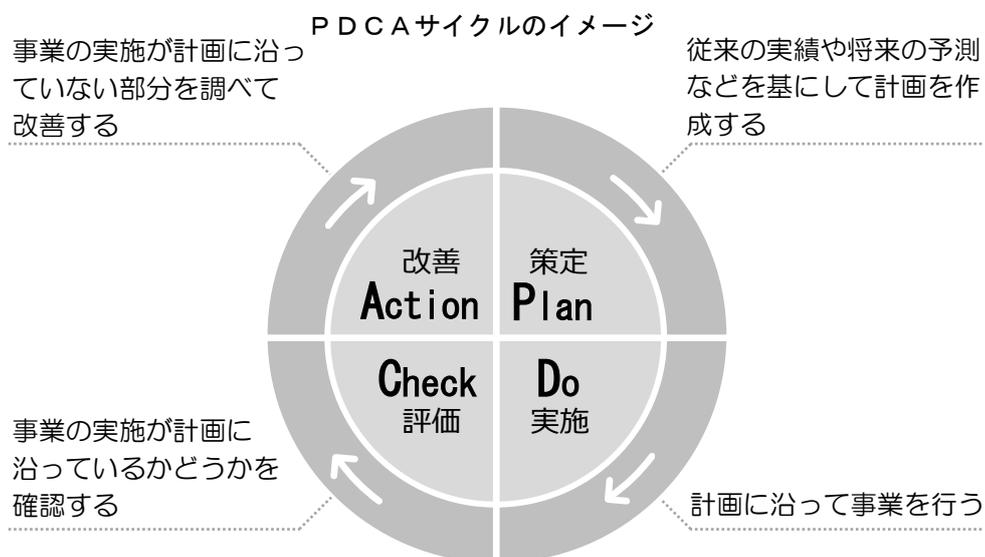
そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

(2) 計画の推進体制

この計画は、庁内における関係部署、社会福祉協議会の計画や事業を通じ、計画を推進していくことを目的としています。また、関係団体などとの連携・強化を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価したうえで(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。





資料

甲州市地域福祉推進委員会委員名簿

	氏 名	職 名	備 考
1	中村 功	甲州市社会福祉協議会会長	
2	中村 文雄	甲州市民生委員児童委員連絡協議会会長	推進委員会委員長
3	天野 つね子	甲州市ボランティア連絡協議会会長	
4	斎藤 のりこ	甲州市人権擁護委員（感染症保健所担当）	令和4年6月29日から 推進委員会副委員長
5	日原 聖子	甲州市母子父子相談員連絡協議会会長	
6	雨宮 正明	甲州市区長会会長	
7	佐藤 多賀子	公募委員	
8	若尾 誠	峡東保健福祉事務所長	
9	今澤 恵子	甲州市民生委員児童委員連絡協議会 児童福祉部会部長（令和4年11月30日まで）	
10	平山 文子	甲州市民生委員児童委員連絡協議会 児童福祉部会部長（令和4年12月1日から）	令和4年12月1日から
11	原 庚徳	甲州市身体障害者福社会会長	
12	三科 英訓	甲州市しゃくなげ会会長	

50 音順：敬称略

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の事情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第3次甲州市地域福祉計画中間見直し報告書策定経過

年 月 日	内 容
令和4年6月29日	第1回甲州市地域福祉推進委員会 開催 ・第3次地域福祉計画中間見直しの内容及びスケジュールの確認
令和4年 8月 9日から 令和4年12月28日まで	各課検証 ・計画の進捗状況の確認及び中間評価の実施 計画見直し報告書素案 ・各課検討・確認・作成
令和5年2月15日	第2回甲州市地域福祉推進委員会 開催 ・計画の進捗状況報告及び中間評価 ・計画見直し報告書素案の報告及び審査
令和5年3月	中間見直し報告書策定

第3次甲州市地域福祉計画
令和4年度中間見直し報告書

令和5年3月

発行
企画・編集

甲州市
甲州市役所 子育て・福祉推進課
〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
電話 0553-32-2111 (代)
FAX 0553-32-5079